

兵庫県商工会議所連合会

「平成20年度兵庫県政に対する要望」  
に対する回答

兵 庫 県

## 要望項目一覧

### 【重点要望事項】

- 1．小規模事業対策の拡充・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2．事業承継円滑化のための税制措置等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3．高速道路網の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### 【個別要望事項】

- 1．中小企業対策の推進
  - (1) 中小企業金融の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - (2) 地元優先発注の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - (3) 中小企業の人材育成・雇用対策への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - (4) 中小企業の各種認証取得や環境対策への支援強化・・・・・・・・・・ 8
  - (5) 中小企業のIT化支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
  - (6) 法人事業税への外形標準課税の撤廃等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2．中小商業・中心市街地活性化対策の推進
  - (1) 商店街等の活性化支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
  - (2) 中心市街地活性化対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3．ものづくり産業の振興・地場産業の活性化
  - (1) 新商品開発・産学連携等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
  - (2) 地場産業の振興と関係機関への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 4．新産業の創造・誘致
  - (1) 創業・経営革新・第二創業に対する支援強化・・・・・・・・・・・・・・ 14
  - (2) 内外企業・工場の誘致促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
  - (3) 神戸医療産業都市構想の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
  - (4) MEMS技術の産業利用促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 5．産業基盤・情報通信基盤の整備促進
  - (1) 次世代スーパーコンピュータの効果的な利活用の促進・・・・・・・・・・ 16
  - (2) 高度情報通信基盤の整備促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
  - (3) 各地域におけるプロジェクト等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 6．魅力ある兵庫づくりの推進
  - (1) 集客観光への取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
  - (2) 人・環境にやさしい施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
  - (3) 各地域の要望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 7．総合交通体系等の整備
  - (1) 空港の機能強化と利用促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
  - (2) 港湾整備事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
  - (3) 道路網の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
  - (4) 鉄道網等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 8．その他
  - (1) 安心・安全なまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
  - (2) 学校教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

## 重点要望事項

### 1. 小規模事業対策の拡充・強化

- (1) 小規模企業の経営改善や地域の活性化に重要な役割を果たしている小規模事業対策については、三位一体改革により平成18年度から都道府県に税源が完全移譲された結果、地方によっては財政事情等により十分な予算化がなされず縮小されている。
- 兵庫県においても平成19年度は同対策予算(地域経済活性化支援費補助金)が削減されたが、地域の経済環境や小規模事業者の実態に応じて、相談指導事業をはじめとする経営支援事業を商工会議所等が存分に展開できるよう、補助対象職員の人件費や事業費等の予算を十分かつ安定的に確保されたい。なお、地域活力増進事業の運営についても、事業執行に支障のないよう配慮されたい。
- (2) 市町の合併した地域では、商工会議所・商工会が旧市町を地区としたままで存続・活動しているので、今後も商工業者への支援・サービスが低下しないよう経営指導員等の配置数には配慮されたい。

### 【回答】

#### 1. 小規模事業対策の拡充・強化

小規模事業者に対する金融、税務、経営に関する指導等を中心とする経営改善普及事業など、地域の総合経済団体として商工会議所が実施する各種事業の重要性は十分に認識しており、従来から事業推進に必要な人件費及び事業費を地域経済活性化支援費補助金(旧小規模事業支援費補助金)により支援してきている。

これら商工会議所への支援については、今後とも団体の人的・財政的基盤の強化等に配慮しつつ、団体の広範な事業実施に支障のないよう関係予算の確保に努め支援していく。

## 2. 事業承継円滑化のための税制措置等の実施

中小企業の事業承継問題は、単に一企業の経営者の交代に留まらず、従業員の生活、取引先や関連企業等の事業・経営、さらには地域社会にも影響を及ぼすものであり、税制等が円滑な事業承継を阻害することのないように配慮すべきである。

このため、次の税制面、法制面、金融面など総合的な事業承継支援の実施を国に対し強く働きかけられたい。

非上場株式等の事業用資産に係る相続税は5年程度の一定期間の事業継続等を前提に非課税とすべきであり、事業を承継する者の相続税負担の減免を図る包括的な事業承継税制を確立すること。

取引相場のない株式については、円滑な事業承継を可能とする評価方法の見直しを行うこと。

民法の遺留分制度などについて、事業承継の際に、相続人当事者の合意を前提としつつ、経営権や事業用資産を後継者に集中できるような制度の改善を図ること。

その他、事業承継時における金融面での支援、廃業と開業のマッチング支援等を行うための事業承継関連予算の大幅な拡充など事業承継円滑化のための総合的な対策を講じること。

## 【回答】

### 2. 事業承継円滑化のための税制措置等の実施

・ 中小企業の事業承継を円滑に進められるよう様々な税制措置が講じられているが、国では「事業承継円滑化法(仮称)」の制定が検討されており、それに伴い平成21年度税制改正において非上場株式の相続税に係る軽減措置の拡充も検討されているので、今後も国の動向を見守りたい。

中小企業における事業承継の円滑化にあたっては、国において「事業承継円滑化法(仮称)」の制定が検討されるなどの取組みが進められているが、事業承継を巡る相続制度の見直しについては、国における検討の動向を見守りたい。

平成20年度から、県中小企業融資制度の「経営革新貸付」を拡充し、後継者不在の中小企業者から、事業譲渡等により事業を承継する方による融資申込みができることとしている。

具体的には、従来の「経営革新貸付」(M & A)が、尼崎商工会議所等が運営する「匿名方式による非公開企業のM & A市場」等を利用すること、及び「経営革新計画」の認定を必要としていたのを撤廃し、社内従業員による事業承継も対象とするなどの要件緩和を行うこととし、名称を「経営革新貸付」(事業承継)としたところである。

#### 同貸付の融資条件

- ・ 融資利率 : 1.55%
- ・ 融資限度額 : 1億円
- ・ 融資期間 : 10年(うち据置2年)以内

また、商店街における廃業見込みの商店を、新規開業者に円滑に継承を図るため、商店継承バンク支援事業を平成17年度から実施しているところであり、当施策は円滑な事業承継とともに、空き店舗となることを未然に防ぐことで賑わいの維持・向上にも資するものとなっている。

### 3. 高速道路網の整備

- (1) 大阪湾岸道路は、大阪湾臨海部における大量かつ重交通を円滑に処理し、より効果的・効率的な経済活動に貢献するとともに、地震等の災害にも強い代替性のある道路網を形成する重要な基盤施設である。ついては、六甲アイランドから駒ヶ林南間を早期に都市計画決定し、全線開通に向けて早期事業化を図られたい。
- (2) 新名神高速道路については、物流の効率化、将来の交通需要にも対応し、広域的な高い経済効果が期待できるため、その早期全線整備を引き続き積極的に促進されたい。
- (3) 国内有数のものづくりの拠点である播磨臨海地域では、国道2号バイパスをはじめとする主要道路の渋滞が常態化しているため、播磨臨海地域道路(神戸姫路間道路)に加え、播但連絡道路等の南北軸との連携を図る、いわゆる播磨臨海地域道路網の早期実現を促進されたい。

### 【回答】

#### 3. 高速道路網の整備

(1) 大阪湾岸道路西伸部は、神戸・阪神地域の慢性的な交通渋滞を解消し、国道43号沿道の抜本的な環境改善を図るとともに、国際物流基幹ネットワークとしてスーパー中枢港湾・阪神港や関西国際空港等の物流拠点と大阪湾ベイエリアの産業集積地域の有機的連携を図る道路である。

大阪湾岸道路全線約80kmのうち、西伸部(六甲アイランド～名谷JCT)約21kmのみが未整備であり、早期整備が必要である。

駒ヶ林南～名谷JCT間6.4kmについては平成6年9月に都市計画決定済であり、六甲アイランド～駒ヶ林南間14.5kmについては平成17年2月から環境影響評価及び都市計画決定の手續きに着手し、平成19年度には都市計画案作成に係る説明会及び公聴会の開催、都市計画案及び環境影響評価準備書の縦覧、準備書に係る説明会の開催等を順次実施してきたところである。

また、直轄事業と阪神高速事業の合併施行による早期事業化、直轄事業については新直轄のような国費率の高い方式を検討するよう、国に要望しているところである。

引き続き、六甲アイランド～駒ヶ林南間の平成20年度早期の都市計画決定に努めるとともに、直轄事業と阪神高速事業の合併施行による早期事業化、直轄事業については新直轄のような国費率の高い方式を検討するよう、国に強く働きかけていきたい。

(2) 新名神高速道路は名古屋市を起点とし、神戸市に至る延長約174kmの高速自動車国道である。県内では、特に中国自動車道の宝塚トンネルを中心とした慢性渋滞の解消を図るなど、交通の円滑化並びに交通環境の改善を図り、国土、地域の発展に大きく寄与する路線である。

平成18年3月に締結された西日本高速道路(株)と(独)日本高速道路保有・債務返済機構との協定において、兵庫県域を含む高槻～神戸間は平成30年度完成が示され、現在事業が進められているところである。

平成20年2月23日に亀山～草津田上間が開通する一方、大津～城陽間(約25km)、八幡～高槻間(約10km)は当面着工しない区間とされ、全線整備の目途はたっていない。

県としては、大阪府をはじめとする沿線府県市と連携して、新名神高速道路の必要性、重要性を国、西日本高速道路株式会社等に強く訴え、全線の整備促進を要望していきたい。

【参考】事業概要(兵庫県内)

区 間:川西市(大阪府境)～神戸市(神戸JCT)

延 長:21.0km

規 格:第1種第3級 設計速度100km/h 暫定4車線

(3)播磨臨海地域道路(神戸姫路間道路)は、国道2号姫路・加古川バイパスの慢性的な交通渋滞を解消するとともに、神戸西バイパスや阪神高速道路網と一体となって、我が国の国際競争力の強化に資する道路であり、南北軸との連携も含め、早期実現が必要と考えている。

今後も引き続き、関係市町等と連携しながら、早期実現に向けた取り組みを継続して進めていくこととしており、20年度はICアクセス道路の検討や、国への要望活動などを実施する予定である。

早期実現のためには、行政の取り組みだけでなく、地元からの気運の盛り上がりが必要と考えており、地元経済界による精力的な取り組みが継続されることを期待している。

## 個別要望事項

### 1. 中小企業対策の推進

#### (1) 中小企業金融の充実

来年10月の政府系金融機関の再編を控え、中小事業者の自治体融資への期待が高まっていることから、兵庫県においても、各種融資制度の申込要件及び融資条件の緩和や手続きの簡素化に取り組みられるとともに、経営者の資質や事業内容から成長性・技術力等を適切に評価するなど、柔軟な対応を図られたい。

兵庫県中小企業再生支援協議会によって策定された「再生計画」の実行にあたり、相談企業の当面の運転資金や設備資金需要に十分対応できるよう「企業再生貸付」の融資限度額を1企業あたり1億円に拡充されたい。

#### (2) 地元優先発注の徹底

公共事業の減少や工事単価の下落、資材購入費の高騰などにより、依然として深刻な経営危機にある地元中小建設業並びに関連事業者に対し、発注工事の拡大等に係る予算措置と優先発注枠を引き続き確保されたい。

大手デベロッパーが受注した事業に対する地元建設関連業者の工事参加の義務化や、入札契約制度の改善等によるダンピング防止策の推進に取り組みられるなど、零細多岐にわたる地元建設事業者の育成に一層配慮されたい。

今年度より一般競争入札の拡充のため「制限付き一般競争入札」を新設されたが、入札参加資格要件の一つである資格格付により、入札に参加できない企業がある。については、より多くの業者が応札できるよう、その資格格付の適用条件を緩和されるよう検討されたい。

### 【回答】

#### 1. 中小企業対策の推進

##### (1) 中小企業金融の充実

県中小企業融資制度において、中小企業者の多様な資金ニーズに的確に対応する観点から、平成20年度より、下記のと通りの拡充を予定している。

##### 「再挑戦貸付」の新設

事業をいったん廃業した方で、適正な事業計画により再起業する方が対象

融資利率:1.75%、融資限度額:1,000万円、融資期間:10年(うち据置1年)以内

##### 「企業再生貸付」の拡充

民事再生又は会社更生手続により事業再生を図る方、特定認証紛争解決手続により事業再生を図る方を融資対象者に追加

融資限度額を5,000万円 1億円に増額

##### 「経営革新貸付(M & A)」の要件緩和、名称変更

「経営革新貸付(事業承継)」に名称を変更し、「経営革新計画」の認定等を不要にするとともに、社内従業員による事業承継を融資対象に追加

##### 「設備活性化貸付」の融資限度額の引き上げ

融資限度額2億円 3億円に増額

##### 「拠点地区進出貸付」の要件緩和

従来、県内常用雇用者を11人以上雇用することを条件としてきたが、但馬・丹波・淡路地域においては6人以上に緩和

##### 「産業団地進出貸付」の要件緩和

従来、産業団地の分譲主体からの直接の土地の買収・賃借に限っていた点を撤廃し、転売等の場合

でも融資申込み可とするとともに、従来製造業の企業について、先端技術関連に限っていた点を撤廃

「新事業創出貸付」の拡充

融資対象者に「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた企業を追加

「事業所ユニバーサル貸付」の拡充

従業員の福利厚生を図る施設を整備する場合を融資対象に追加

## (2) 地元優先発注の徹底

制限付き一般競争入札及び指名競争入札による発注に当たっては、地元建設企業の入札参加機会を確保するため、工事箇所を中心として、入札参加できる所在地要件を設定し、企業を指名している。

また、県内企業のみが参加できる入札の対象範囲を拡大するとともに、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」の趣旨に基づき、事業の効率的執行とコスト縮減の要請の範囲内で、可能な限り分離・分割発注を行い、地元建設企業の受注機会の確保に努めているところである。

(予算措置について)

工事の分離・分割発注や規模が小さく不可欠な維持修繕工事等を優先実施することで、小規模事業を確保することとしている。

地元建設関連業者の工事参加については、「入札のしおり」の中で指導事項として、下請施工を必要とするものにあっては、原則として県内業者に発注するよう要請しているところである。

また、最低制限価格の引き上げ等のダンピング受注対策の強化や、入札参加に際して工事成績が優秀な企業及び社会貢献活動を行っている企業を優遇する技術・社会貢献評価制度の拡充等により、県内建設企業の健全な育成に努めていきたい。

制限付き一般競争入札では、原則的に、応札可能な地元建設企業が 20 者以上となるよう、入札参加企業に係る所在地要件を設定している。

応札可能者が 20 者に満たない場合は、所在地要件を拡大する、又は、標準的な入札参加要件を満たしていないが工事成績が優秀な企業に特例として入札参加を認める等の取扱いを行い、多くの企業が応札できるよう図っているところである。



### (3) 中小企業の人材育成・雇用対策への支援

優れた技術やノウハウを有するシニア人材を有効活用する観点から、人材のデータベース化や技術・人材を必要とする中小企業とのマッチングを推進するとともに、技術者の育成や様々な能力開発などの人材育成に取り組む企業を支援されたい。また、後継者を対象とした人材教育等円滑な事業承継のための環境整備にも一段と取り組まれたい。

大企業を中心とする若年層の採用活発化により、中小企業の人材確保が困難となっているため、中小企業の魅力の発信や職業教育の強化に取り組むとともに、インターシップや日本版デュアルシステムの普及促進を図るため、協力企業に対する助成金等の拡充を図られたい。

子育てと仕事の両立支援は中小企業にとっても重要となっていることから、社内託児所の整備や育児休業の取得促進など、子育てをする者が働きやすい職場づくりに積極的に取り組む中小企業を支援されたい。

60歳以上の従業員の雇用を促進するため、雇用する事業者側に対する補助金制度の創設を講じられたい。

## 【回答】

### (3) 中小企業の人材育成・雇用対策への支援

60歳以上の方を含む中高年齢者の雇用に関する相談窓口として、ひょうご・しごと情報広場に「シニアしごと倶楽部」を設置し、求人企業および求職者を対象とした相談や情報提供のほか、人材エージェントによる企業と求職者の就職マッチングなどにより、企業の求める人材の供給に努めている。

職業能力開発、雇用、経営、労働、商工業振興、教育等、公・民の多様な分野の団体により運営される「兵庫しごとカレッジシステム」を活用して、大企業や既存の人材マッチング団体等との緊密な連携の下、中小企業にとってより実効性の高い人材マッチングの強化を進めていく。

また、労働者の職業能力開発を促進するため、中小企業事業主等が行う認定職業訓練に要する経費を補助していく。

さらに、団塊世代の大量退職による技術・技能の継承が課題となる中で、技能者や職人の養成と在職者の技能向上を支援する教育研修機能と、子ども達がものづくりの仕事や技術・技能への理解を深める体験機能を併せ持つ「ものづくり大学校(仮称)」の整備を進めるとともに、企業在職者の技能向上や技能継承を支援する「高度技能者養成事業」等に取り組む。

若年者に対しては、職業意識の醸成や労働市場の実態に即した職業能力開発や、キャリア形成を図ることが重要である。

このため、ひょうご・しごと情報広場にある「若者しごと倶楽部」において、概ね35歳未満の若年求職者(大学生およびフリーター等の不安定就労者を含む)を対象に、キャリアカウンセリングや適職発見、職業能力開発や職業紹介など、ワンストップサービスで一貫した就職支援を実施している。

また、兵庫県の「ものづくり」をはじめとする様々な産業の魅力を発信する講座や企業見学会、インターシップなどを開催し、中小企業の人材確保を図ることとしている。

加えて、市町の若年者就職支援施設での出張カウンセリングや、阪神・播磨地区に設置した「若者しごと倶楽部サテライト」での、運営委託NPOなどがもつネットワークや専門的な知識を活かした支援など

により、若年者に対する若年求職者を就職へ誘導してまいりたい。

さらに、平成 20 年度からは、求人倍率の低い県外の地域において、兵庫の魅力ある企業情報などを就職支援機関に提供するとともに、企業説明会を実施し、県内中小企業の人材確保支援を行うこととしている。

一方、公共職業能力開発施設や民間教育訓練機関等における座学型の訓練に職場実習を組み合わせてより実践的なものにするデュアルシステムを引き続き推進することにより、若年者の就業意識の醸成及び労働市場が求める職業能力を習得に結びつけるなど、若者の職業的自立を一層促進してまいりたい。

少子・高齢化が進む中で、労働者が子育てと仕事の両立を図り、継続して働くことができる環境を整備することが重要となっている。そのため事業所内等に保育施設を設置する事業主に、設置に係る経費の一部を補助するとともに、事業主、労務担当者、労働者等に対するセミナーの開催を通じ、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりに関する情報提供を行うなど、子育てをする者が働きやすい職場づくりに取り組む中小企業を支援していく。

60歳以上の方を含む中高年齢者の雇用に関する相談窓口として、ひょうご・しごと情報広場に「シニアしごと倶楽部」を設置し、求人企業および求職者を対象とした相談や情報提供のほか、企業と求職者のマッチングなど、高齢者の雇用を促進している。

このほか、「定年引上げ等奨励金」や「試行雇用奨励金」、「特定求職者雇用開発助成金」など、国の各種助成金についても情報提供している。

これからも、改正高年齢者雇用安定法の理念に照らし、継続雇用の促進や再就職支援など雇用の安定や労働力の確保に努めていく。

#### (4) 中小企業の各種認証取得や環境対策への支援強化

来年5月に、主要国首脳会議・環境相会議が神戸で開催されるのを機に、二酸化炭素削減等地球環境改善への官民挙げた取り組みを促進されたい。特に対応が遅れているオフィス・店舗や中小企業の環境への取り組みを促進されたい。

また、環境保全に関連する新たな設備投資をする際の支援措置を拡充・創設されたい。さらに、商店街等のオリジナルマイバッグ運動など、環境問題への積極的な取り組みについても支援されたい。

#### (5) 中小企業のIT化支援

中小企業におけるIT化を促進するため、人材の育成やIT関連機器導入、システム開発等を対象とした助成措置の拡充・強化を図られたい。

#### (6) 法人事業税への外形標準課税の撤廃等

産業界がその導入反対を強く主張し、わが国産業弱体化の一因となる懸念がある外形標準課税については、今後、早急に廃止するか、対象法人の是正を行うよう国に対して強く働きかけられたい。また、同様に、昭和49年度の導入以来再々延長されてきた法人県民税の超過課税についても、再度延長することのないよう配慮されたい。

### 【回答】

(4) 中小企業の各種認証取得や環境対策への支援強化 本県では、目標年度である平成 22 年度に向けて、平成 19 年度から3ヶ年間「止めよう温暖化！ ～ひょうごから あなたから～」をキャッチフレーズに、排出量

に占める割合の大きい産業部門、伸びの大きい民生部門の取組を重点に、県民・事業者・行政など官民が一体となって、一大キャンペーンを展開しているところである。

特に、オフィス・店舗や中小企業の環境への取組みについては、環境の保全と創造に関する条例により、平成15年10月から燃料・電気の使用量の合計が原油換算年間1,500キロリットル以上の事業所に対し、排出抑制計画の策定・措置結果の報告を義務付けている他、平成19年度からは、要綱により条例対象外の中小事業所(大気汚染防止法対象)やコンビニ等小規模多店舗事業者に対しても排出抑制計画の策定・措置結果の報告を指導しており、支援策としては、省エネ設備・新エネ設備等の導入時の融資・利子補給を行っている。

さらに、条例・要綱対象事業所のうち、排出抑制計画の目標を超過する事業所が、余裕分のある事業所から買い取ることができる「排出量取引ひょうご方式」の創設に向けた検討を進め、中小企業の活性化を図ることとしている。5月に開催される環境大臣会合を契機に、ごみの減量化、再利用、再資源化を図る資源循環型社会の形成をめざして、消費者団体や企業をはじめ、広く県民にアピールすることにより、県民自らの生活スタイルの変革を促すことを目的に、「わが家(わが社)の省資源・省エネキャンペーン」を展開することとしている。特に平成20年度の主テーマを「レジ袋の削減・マイバック持参、過剰包装の追放、省エネ家電の普及」とし、県内5か所の大型商業施設等で店頭キャンペーン等を行うこととしている。

また、世界に向けて、ひょうごのイメージアップ等を図るため、クリーンアップひょうごキャンペーンについて5月1日から取り組むことに加え、大臣会合開催前に重点実施期間(5月12日～26日)を設け、環境大臣会合開催10日前イベントとして会場周辺における「10日前クリーンアップデー」を実施するなど、県内全域で「県内一斉クリーンアップ大作戦」を展開することとしており、貴連合会をはじめ、県内の業界団体等を通じて「重点実施期間」又は「10日前クリーンアップデー」での事業実施を呼びかけているところである。

「ひょうごエコタウン推進会議」では、新たな環境ビジネスの創出を支援するため、産学官の連携による事業化研究に取り組んでいるところである。

今後は、廃棄物だけにとどまらず、温暖化対策をはじめとした環境全般について、産学官の連携による研究開発・事業化等を進めることとしている。

商店街の環境問題に対する取組みとしては、環境をテーマとするイベントであれば、元気づくり事業(イベント助成)で、環境に優しい商店街をテーマとしたリサイクル活動や普及啓発の取組みについては、先導的活性化事業(商店街の先導的取組みへの助成)により、支援することが可能である(支援している例がある)。

環境保全に関連する新たな設備投資については、中小事業者に対して、従来から地球環境保全資金融資制度を設けて支援しているところである。平成19年度から融資対象者の業歴要件を廃止するなど、制度の一層の充実を図っているところであり、今後ともこうした支援を継続していく。

#### (5) 中小企業のIT化支援

ひょうご情報交流戦略(重点取組期間 平成19～21年度)のもと、中小企業のIT導入を支援するとともに、その利用環境を整備するため、個々の中小企業のIT化ニーズに対応した専門家による指導助言、ITを活用した新たな事業分野の開拓による新事業開発への支援などを積極的に進めていく。

#### (6) 法人事業税への外形標準課税の撤廃等

法人事業税は、法人がその事業活動を行うに当たって受けている行政サービスの経費を負担するという趣旨の応益課税であり、その受益に応じて広く薄く負担していただくというのが、本来の姿であると考えている。

外形標準課税については、事業活動の規模に応じて薄く広く負担を求めるといった税負担の公平性の

確保、応益課税としての性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化等に資するものとして、平成 15 年度税制改正により導入された。その際、当時の経済情勢を踏まえ、資本金1億円超の法人を対象として、外形基準の割合を4分の1に限定し、さらに、赤字が3年以上継続する法人や創業5年以内の赤字ベンチャー企業を対象とする徴収猶予制度、雇用安定のための控除制度が盛り込まれたところであり、現行制度についてご理解をいただきたい。

法人県民税の超過課税については、関係企業にご協力をいただき、現在、県民交流広場事業や、里山ふれあい森づくり事業に活用しているが、平成 20 年度からは、新たに勤労者の福祉向上、子育てと仕事が両立できる労働環境整備、地域での子育て支援等に関する事業にも活用させていただくこととしている。

現行の超過課税については、平成 21 年9月 30 日までに開始する法人の事業年度をもって終了することになっているが、期限到来後の取扱いについては、事前に県議会をはじめ関係の皆様と相談して検討したいと考えている。

## 2. 中小商業・中心市街地活性化対策の推進

### (1) 商店街等の活性化支援

商店街の空き店舗対策事業やイベント等の活性化事業に対する支援策等の拡充を図りたい。また、各種助成事業が効果的に活用されるよう資金使途や申請時期の条件緩和・弾力化を図られるとともに、補助率の引き上げや事業の複数年化等についても柔軟に運用改善を図りたい。

商店街・小売市場の活性化と意識改革のきっかけづくりを図るため、やる気のある商店街等やNPOをはじめ任意の異業種交流グループなど支援対象の枠組みを広げ、より重点的な支援を行われたい。また、小売商業の次世代のリーダーを育成するため、若手商業者の取り組みや大学との連携等を積極的に支援されたい。

### (2) 中心市街地活性化対策

中心市街地活性化法による取り組みを効果的に進めるため、事業推進の中心となる中心市街地活性化協議会への運営補助、兵庫県による市町への支援強化及び市町等行政内部における体制整備等に取り組まれない。

大型店の出退店等は周辺商店街等に多大な影響を与えるため、公的機関の用地分譲やまちづくり計画等に配慮するとともに、適切な規制措置を講じられたい。また、出店する大型店に対し、地元の商業団体への加入を求める条例の制定など、商店街との連携や地域貢献への働きかけを促進されたい。

「コンパクトなまちづくり」実現のための街なか居住を促進するため、都心部に公営の高齢者対象マンションや公的医療機関等を整備するなど、施設配置の検討や施策の実施について主導的な役割を果たされたい。

中心市街地と交通不便地域を結ぶ公共交通機関を充実させるため、コミュニティバスの運行について、助成策等を講じられたい。

## 【回答】

## 2. 中小商業・中心市街地活性化対策の推進

### (1) 商店街等の活性化支援

商店街等は、これまで商業的機能に加えて地域コミュニティの中核機能としての一面も有してきた。しかしながら、現状では商業的機能のみならずコミュニティ機能の低下も進んでいると考えられることから、地域住民に商店街等の重要性を認識してもらい、商店街等に足を向けてもらうため、コミュニティ機能の再生を図り、まちづくりの観点から取組を進めることが、商店街の活性化に向けて重要と考えられる。

このことから、ひょうご産業活性化センターの有する情報発信、アドバイザー機能を活用しつつ、商店街等の空き店舗を活用した託児所等の子育て支援の実施や、新規開業希望者を試験的に空き店舗で開業

させるミニチャレンジショップの開設等を支援する「空き店舗活用支援事業」を実施するほか、「商店街活性化事業(元気づくり事業)」により地域と一体となって実施するイベント事業等を支援し、地域のにぎわい創出や商店街活性化に不可欠なリーダーの創出・育成等を図るなど、商店街活性化のために多面的な支援を進めていく。

また、「商店街活性化事業(先導的活性化事業)」については、補助期間を2年ないし3年としているほか、「空き店舗活用支援事業」についても「新規出店支援事業」「活性化支援事業」については、補助期間を2年とし、複数年にわたる事業に対応している。

申請時期についても募集締切後、予算に余裕があれば随時受付を行うなど柔軟な対応に務めている。

従来より商店街活性化事業(先導的活性化事業)により、地域に根ざした団体や市町と連携し先導的な複数の取り組みを行う商店街等に対して重点的に支援を行ってきたところである。

また、空き店舗活用支援事業のうち、商店街に子育て支援や高齢者交流スペース等を設置する活性化支援事業については、商店街のみならず、NPOや任意の商業者が含まれるグループをも補助対象とし、幅広い取り組みができるよう支援を行っている。

これらの事業の実施過程において、若手商業者による商店街活動の活発化、大学等との連携などの事例が見られるところであり、今後とも、こういった取り組みに対して支援を継続してまいりたい。

## (2) 中心市街地活性化対策

まちづくり三法の改正にともない、中心市街地活性化基本計画は内閣総理大臣の認定を受けることとされたが、その計画策定や事業推進の中心となるべき中心市街地活性化協議会への支援については、国の「戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金」制度による協議会事務局への支援措置が創設されたほか、県では県民局まちづくり担当等が市町の要請に応じて協議会に参画し、庁内関係各課室と連携のもと必要な情報提供や助言を行なうなど、基本計画の作成を支援している。

また、県・関係市町等で構成する協議会において、中心市街地活性化基本計画の広域的な課題や大規模な集客施設の立地誘導方策等の協議・調整を行っており、そのなかで市町の取り組みを促しているところである。

さらに、市町、TMO及び地域住民等のパートナーシップのもと、中心市街地活性化の取り組みが推進されるよう先進事例や支援制度に関する情報提供を行うとともに、中心市街地まちづくり推進協議会による情報交換などを引き続き行っていきたい。

県では、大規模集客施設の出店に際し、計画段階から事業者と県や市町、関係行政機関が協議・調整を行うための「大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例」を平成17年から施行し、都市機能との調和の観点から事業者を指導してきたところであるが、このたび同条例を改正し、「大規模集客施設に係る計画と県及び市町のまちづくりに関する計画との整合」についても協議・調整することとし、平成20年7月1日から適用することとしたところである。

この、県のまちづくりに関する計画には、広域的な観点から大規模な集客施設の立地誘導・抑制の方針や商業ゾーンを定めた「広域土地利用プログラム」も含まれるので、今後は同条例の規定に基づいて、より適切な立地誘導を行っていく。

また、特に大規模な集客施設等が出店する場合には、同条例による協議・調整の際に、まちづくりの観点から地域との連携方策について検討するよう、事業者に働きかけているところである。

まちの魅力向上のためには、大型店を含む地域の様々な主体が、連携して活性化に取り組んでいくことが必要である。

このまちづくりの観点から地域における賑わいや活気の創出を図るため、来街者の向上を目的としたイ

イベントに対する助成や、空き店舗を活用した新規開業事業やコミュニティ施設の設置事業等に対する助成を行うなど、総合的な商業活性化策を講じている。

このような事業の実施を通じて、イベントへの参画等大型店と商店街等の連携の促進を図っているところである。

人口減少、少子高齢化などの社会情勢の変化、中心市街地の衰退などまちづくりの新たな状況等に対応するため、市町のまちづくり計画策定や施策実施等の指針として、平成19年7月末に「まちづくり基本方針」を改訂している。

中心市街地の活性化については、都市施設、居住施設等の集約化を基本とした都市機能の再編の考え方を示したところであるが、個別の市街地、地域の特性や状況を的確に把握し目標を見極めながら各種のまちづくり施策が実施されるよう、引き続き周知していきたい。

各市町域内の生活交通の維持確保は、基本的には、地元市町の責任で行うべきものと考えているが、高齢化の進展に伴って県民の足としてのコミュニティバスの重要性・必要性が高まりつつあるという状況を踏まえ、市町が主体となって各市町域内を運行するコミュニティバスの運行費に対しても、平成16年度から補助を行っているところである。

### 3. ものづくり産業の振興・地場産業の活性化

#### (1) 新商品開発・産学連携等への支援

兵庫県立工業技術センターが実施する自立・自助努力型の中小企業に対する技術支援策を強化するとともに、同センターのランチ機能強化について検討されたい。

新製品、新技術の開発に意欲のある中小企業への技術移転を促進するための諸施策を食品産業はじめ生活関連産業分野にも拡充されたい。

商工会議所等が地元大学や民間企業の研究機関・研究開発部門と産学連携事業として実施する技術シーズセミナーやものづくりスクール、新商品開発研究会等の取り組みに対して、継続的な支援と助成措置を講じられたい。

ものづくり産業の振興にとって販路開拓が大きな課題となっているので、受発注等取引情報の収集・発信に努めるとともに、商工会議所等が実施する商談・ビジネス交流のための場づくり事業への支援を強化されたい。

#### (2) 地場産業の振興と関係機関への支援

西宮・神戸の清酒、神戸のケミカルシューズ、三木の利器工匠具、小野のそろばん、西脇の播州織、龍野の手延素麺、豊岡の鞆等県下の地場産業を活性化するため、地域のブランドづくりに対する支援策を拡充・強化されたい。また、商工会議所が実施する「JAPANブランド育成事業」や地域資源を利用した特産品開発事業に対し、兵庫県としても支援策を講じられたい。

販路開拓のため、都市圏で開催される展示会や見本市に兵庫県としてブースを開設するなど地場産品をPRできる機会を設けられるとともに、産地企業が小売業への展開を図るために開設するアンテナショップの設置・運営費に対し支援策を講じられたい。一方で、県民への啓発など地産地消の促進にも取り組まれたい。

(財)神戸ファッション協会や(財)北播磨地場産業開発機構をはじめとする地場産業振興機関への支援の継続・強化を図るとともに、神戸ファッションフェスティバル、三木金物まつり、西宮酒ぐらルネサンス等各地の産業振興事業に対する支援を拡充されたい。

## 【回答】

### 3. ものづくり産業の振興・地場産業の活性化

#### (1) 新商品開発・産学連携等への支援

県内に集積している技術支援機関や民間研究開発機関等との連携を強化することにより、中小企業に対する技術支援機能の強化を図るとともに、移動ものづくり技術支援事業において、県下各地域で技術相談・技術支援を実施し、工業技術センターのランチ機能の強化を図ることとしている。

(財)新産業創造研究機構に「技術移転センター」を設置し、中小企業等への技術移転を通して県内の多様な技術シーズ等の有効活用を促すことにより、県内ものづくり産業の高度化、新産業の創造等を支援している。

具体的には、特許流通アドバイザーを配置し、大企業等が保有する特許等の知的所有権を収集・データベース化し、中小企業が求める技術ニーズへのマッチングを行うことにより、県内中小企業等の新商品開発等を支援している。

生活関連産業分野においても、これまでから食品分野や生活・文化分野において多数の技術移転に関する相談があり、これらについて事業化につながるよう支援している。

また、知的財産の活用を図ることにより、新たな産業創出を図るとともに、県内中小企業の第二創業に向けた活動を支援するため、食品・生活産業メーカーをはじめとする中小企業経営者等の参加も得て、知的財産活用や技術経営等に関するセミナーも開催している。

今後とも、食品産業をはじめとする生活関連産業分野における新製品、新技術の開発に意欲のある中小企業の支援に努めてまいりたい。

工業技術センターのシーズ等を紹介する移動工業技術センターを商工会議所や大学等と連携しながら実施するとともに、各地の商工会議所等が行う研究会等の取り組みに対しても、引き続き支援を行っていく。

平成19年9月に支援ネットひょうごの中核機関である(財)ひょうご産業活性化センターにビジネスプラザひょうご(収容人員80人程度)を整備し、商談会・セミナーの会場や企業間の交流の場としても活用いただき、1月末までに385件、延約8,000人の方に利用されている。来年度も中小企業者の情報交換・交流の促進を図るため、引き続き実施していく。

当センターにおいては、県内中小企業の取引機会の拡大を図るため、県内外メーカーや専門商社との商談会を開催して取引情報を提供しているほか、県内外の発注企業に対する発注ニーズ調査、企業訪問で得た発注企業情報をもとに取引情報の収集提供にあたっている。今後とも、県内中小企業の販路拡大を図るため、商談会や企業訪問等による取引情報の収集提供に努めていく。

## (2) 地場産業の振興と関係機関への支援

西宮・神戸の清酒、三木の利器工匠具、豊岡の鞆等県下の地場産業は、これまで地域経済の発展に大きく貢献してきたが、近年の消費者ニーズの多様化や海外製品との競合、マーケティング力の不足等により、厳しい状況が続いている。

このため、県では、産地企業等が取り組む新製品開発、販路開拓や地域団体商標制度の登録を受けた産地組合が取り組むブランドプロモーション活動、流通チャネルの開拓等への取り組みに対して支援を行い、産地の新分野進出、ブランド化を推進してきたところである。

また、20年度からは、産地共通の技術的課題解決に向けた高付加価値製品開発等の新たな取り組みに対して支援を行い、他産地との差別化や地場産業の高度化を推進していくこととしている。

県では、産地組合が行う都市圏での展示会の開催や見本市への参加に対する支援のほか、業界団体が一堂に会する全国規模の展示会出展事業への支援を行っており、県内の地場産業を広く全国へPRする機会を設け、地場産業の需要開拓を図っている。

また、20年度から、小売ノウハウを持たない産地企業の消費者ニーズ収集や商品企画など川下への展開を後押しするため、支援機関が実施する産地企業等と販売体制・販路をもったセレクトショップ等とのマッチングによる店舗の一部を活用した実験的販売支援事業を推進していくこととしている。

引き続き、これらの支援制度を通じて、県内地場産業を広く内外にPRし、新たな需要開拓、地産地

消の促進に繋げていく。

(財)神戸ファッション協会や(財)北播磨地場産業開発機構をはじめとする地場産業振興機関が実施する展示会や見本市の開催支援のほか、神戸ファッションフェスティバル等の各地の産業振興事業に対する支援を行い、地場産業の活性化を図っている。

さらに、(財)神戸ファッション協会が実施する産地企業と大手流通業者とのマッチング事業に対し支援を行い産地企業の取引機会の拡大を図っているところである。

#### 4. 新産業の創造・誘致

##### (1) 創業・経営革新・第二創業に対する支援強化

地域産業の活性化、雇用創出に資する創業や経営革新に取り組む事業者にとって大きな課題となっている金融・財務問題や販路開拓に対して支援を拡充されたい。

起業家・ベンチャー企業を支援するために、商工会議所が実施するセミナー及び相談事業等に対する支援策を強化されたい。また、創業や経営革新の身近な支援拠点である「地域中小企業支援センター」や「経営革新アドバイザーセンター」との連携を一層緊密に図るとともに、予算確保など支援策を強化されたい。

##### (2) 内外企業・工場の誘致促進

兵庫県は、平成18年の工場立地件数が全国1位となったが、さらに内外企業の県内立地を促進するため、産業集積条例に基づく指定地区への進出企業に対する不動産取得税の軽減などの優遇措置をさらに拡充されたい。

地域経済の基盤を強化するため、県下各地域において建設・計画中の産業・工業団地や流通業務施設の整備を推進し、高度先端技術産業・研究開発型産業等の誘致・振興に努めるとともに、中小企業に対しては特別区画・価格を設ける等の優遇措置を講じ、中小企業の集団化を促進されたい。

製造業の新たな事業展開・拡大の妨げとなっている「工場立地法」の規制に関し、工業集積地においては、地域での総量規制を検討するなど「飛び緑地」の認定基準の緩和に向けて国等関係先に対し積極的に働きかけられたい。

##### (3) 神戸医療産業都市構想の推進

神戸医療産業都市構想は、着実な進展を見せているが、同構想を更に実りのあるものに拡充するため、高度専門病院、大学、研究機関、医療関連企業の一層の集積や、先端医療産業特区における更なる規制緩和を推進し、高度な水準を持った「アジアのメディカル・センター」の形成に向けて神戸市とともに強力に推進されたい。また、併せて内外の研究者間の国際交流を促す「神戸・平成の居留地構想」の実現に向けて、積極的に取り組まれたい。

##### (4) MEMS技術の産業利用促進

姫路商工会議所が取り組むMEMS技術の産業利用を促進するため、兵庫県におかれてもMEMS・光関連産業を重点分野に指定し、研究開発から事業化までを総合的につなぐフォローアップ体制の構築などの施策を講じられたい。また、「光都ビジネスコンベン姫路」のような各地商工会議所が行う新産業の創出・育成に向けた事業を財政的に支援されたい。

【回答】

#### 4. 新産業の創造・誘致

##### (1) 創業・経営革新・第二創業に対する支援強化

地域中小企業支援センターについては、創業予定者や小規模企業の経営者等が経営上の様々な課題を相談できる身近な中小企業の支援拠点として、各県民局管内の核となる商工会議所等にそれぞれ1箇所ずつ設置しており、創業や企業の経営革新を促進していくため、20年度も引き続き事業実施を支援していく。

##### (2) 内外企業・工場の誘致促進

兵庫県における企業誘致の総合窓口として「ひょうご・神戸投資サポートセンター」を平成17年4月に設置し、産業団地や民有地などの用地情報の発信や地元市町や関係団体と連携をしながら、積極的な企業誘致活動に取り組んでいる。



また、平成19年度には産業集積条例に基づく拠点地区を新たに10地区指定し、拠点地区に進出する企業に対して、不動産取得税の軽減を講じているほか、新規地元雇用や設備投資等に係る補助金や低利融資の支援制度を設けている。

さらに、研究開発型企業に対する設備投資を補助するなど研究開発型企業等の誘致・振興も図っており、これらの制度を活用しながら引き続き積極的な企業誘致に努めていく。

平成19年度に新たに施行された企業立地促進法により、地域の実情に応じて市町が緑地率を緩和することが可能となった。

また、現在、経済産業省において「飛び緑地」についても敷地内の緑地面積として算入できるよう工場立地法の見直しを検討中であるため、今後もそうした動向を注視したい。

(3)神戸医療産業都市構想のうち、健康、医療分野においては、県としても、先端医療振興センター整備及び内視鏡訓練施設への補助、先端医療振興財団への出捐や同財団役員への県幹部就任など財政面・人材面での協力・支援を講じているところである。

また、「神戸・平成の居留地構想」については、多分野におけるグローバル化が進展する中、兵庫・神戸の国際的環境基盤を活かし、国際的な視点に立った国際施策を総合的に推進するとともに、世界とのネットワークの形成や、市町、民間国際交流団体等と連携して、外国人県民が日本人県民と同様に安全で安心して生活できる地域づくりを目指して、多言語による外国人相談や各種情報提供、国際学校や留学生への支援などにも積極的に取り組んでいる。

今後は、平成の居留地構想案が具体化される中で、構想に係るニーズをしっかりと見極め、県施策との整合性も図りながら、「神戸・平成の居留地(仮称)」研究会の構成メンバーである産学官の役割分担のもと協力していきたい。

(4)工業技術センターにおいて、姫路商工会議所が取り組んでいるMEMS技術利用研究会に参加し、支援を行っている。また、平成19年度の重点領域研究において、「MEMS(微小電気機械システム)技術に関する調査研究」を行うとともに、兵庫県COEプログラムや産学研究発掘・育成事業等においても、MEMS関連の研究に取り組んでいる。

また、中播磨県民局においても平成17年度～18年度は、中播磨地域のものづくり産業における、新たな技術開発等を推進するために、「姫路ものづくり支援センター」が実施するMEMS技術をテーマとした研究会等に対し支援しているほか、平成19年度には、同センターが公募したMEMS技術を利用した新製品等の開発に取り組む企業に対する助成事業などの支援を行っているところである。

県として平成20年度においても、引き続きMEMS関連のプロジェクト研究に取り組むこととしており、今後とも必要な支援を行っていく。

## 5. 産業基盤・情報通信基盤の整備促進

### (1) 次世代スーパーコンピュータの効果的な利活用の促進

ポートアイランド2期への立地が決定した次世代スーパーコンピュータの早期完成をはじめ、産業界や産学連携プロジェクトのための効果的な利活用の促進に取り組まれない。

### (2) 高度情報通信基盤の整備促進

情報通信基盤の整備については、依然として都市部と地方に格差が生じているため、地域間格差の是正、県内全域におけるブロードバンドインフラ構築の早期実現を図られたい。また、携帯電話の非通話地域解消を図るための施策として創設された「ケータイエリア拡大プログラム」について、引き続き支援されたい。

テレビ放送の地上デジタル化への環境整備、特に難視聴地域において「テレビ共同受信施設組合等」が行う装置更新に対する費用の助成策を講じられたい。

### (3) 各地域におけるプロジェクト等

#### 東播磨地域

・加古川流域の下水道整備を一段と促進されたい。

#### 西播磨地域

・西播磨テクノポリス開発計画の推進(第2・3工区の早期着工)と播磨科学公園都市の交通アクセス等都市機能整備の促進、並びに企業の誘致を強力に進められたい。

## 【回答】

## 5. 産業基盤・情報通信基盤の整備促進

### (1) 次世代スーパーコンピュータの効果的な利活用の促進

次世代スーパーコンピュータを活用した研究開発や産業利用を推進するとともに広く普及啓発を行うことにより、計算科学分野の振興と産業経済の発展に寄与することをめざして、産学官が一体となり財団法人計算科学振興財団を平成20年1月22日に設立した。今後は、産業界や産学連携プロジェクトのための効果的な利活用の促進に向けて、研究支援機能、産業利用支援機能、普及啓発機能を備えた高度計算科学研究支援センター(仮称)を財団が整備のうえ、同センターを拠点として、産業界向けに実践的なセミナーを開催するとともに、スパコンの産業利用のニーズを掘り起こすための情報収集や調査を行う。また、平成22年度末のスパコン稼動直後から産業界の利用者に対する技術支援が可能となるように、技術支援スタッフ等の人材の確保、育成に努めることとしており、各種の産業利用支援事業に取り組んでいく。

### (2) 高度情報通信基盤の整備促進

平成14年9月から実施した「ブロードバンド100%整備プログラム」により、全ての地域(電話局単位)でADSL等のブロードバンド環境が整備されている。

なお、電話局から遠距離等で利用環境が不十分な地区(「字」等の単位)があるため、県の補助制度の拡充を図り、市町のケーブルテレビ整備を促進するとともに、民間事業者の参入を図るよう市町と連携し、要望活動等を行っていく。

携帯電話の不感地区の解消については、これまでの国庫補助事業に加えて、平成16年度に「ケータイエリア拡大プログラム」を創設し、携帯電話基地局の整備を支援している。引き続き、同プログラムを活用し、積極的に不感地区の解消に取り組む市町の基地局整備を支援するとともに、市町と連携し、事業者の自主整備を強く働きかけていく。

2011年(平成23年)7月の地上デジタル放送への完全移行に向け、移行後も地域間の格差なく地上デジタル放送の視聴が可能となるよう、共聴組合等が国の補助制度を活用して辺地共聴施設の改修を実施

する際に、県として当該市町の実質負担額の一部を補助する制度を創設する。

### (3) 各地域におけるプロジェクト等

#### 東播磨地域

加古川流域下水道(下流処理区)は、加古川市、高砂市、稲美町及び播磨町を対象として昭和62年度に事業着手し、平成4年に供用を開始した。

平成18年度末の処理人口は、312,600人で、85.0%の整備状況にある。

現在、処理場の水処理施設等は流入水量に応じ計画的に増設を進めており、引き続き関連市町と連携を図り、整備促進に努めていきたい。

#### 西播磨地域

播磨科学公園都市第1工区では、産業用地等79.0haのうち、54.6ha(69.1%)に民間企業17社、公的施設3施設を誘致しており、ものづくり企業等の新たな立地や県立西播磨総合リハビリテーションセンターの供用開始、中高一貫教育を行う県立大学附属中学校の開校など、都市の熟成が進んできている。

現在、第1工区のさらなる熟成に向け、企業誘致や住宅の分譲、生活利便施設や都市内バス路線網の充実に全力をあげて取り組んでいる。第2、第3工区については進度調整を行っており、第1工区の熟成度や社会経済情勢等を勘案して、取り組みを検討する。

今後、次の取り組みを重点的に推進していく。

- ・ 長期分割支払制度、事業用定期借地権制度、産業集積条例の適用等による優遇措置などの立地インセンティブの積極的な活用
- ・ 平成19年12月に国の同意を得た企業立地促進法の基本計画に基づく取組みの実施と、同法による各種支援制度の活用による地元市町等と連携した戦略的な企業誘致の推進
- ・ ナノテクビレッジゾーンへのナノテクノロジー関連の研究所・研究開発型企業の集積の促進
- ・ 初期投資の軽減を図るための事業用定期借地権制度を活用したものづくりチャレンジゾーンへの企業誘致の促進
- ・ 民間事業者などと協働した住宅分譲によるまちづくりの推進
- ・ 省エネ性能等に優れた住宅への助成制度や外構助成制度等の住宅分譲に係るインセンティブの拡充

## 6. 魅力ある兵庫づくりの推進

### (1) 集客観光への取り組み

平成20年度から21年度にかけて実施される兵庫県大型観光交流キャンペーンを兵庫観光の魅力为全国発信する好機と捉え、業界団体ならびに行政が一体となり、県内各地での関連イベントの実施等を通じ、期間中の集客・情報発信に積極的に取り組まれない。

国内外から観光客が集う魅力ある兵庫を実現するため、六甲や淡路島、但馬などの恵まれた自然環境や、姫路城などの歴史的な街並み・建造物等の保存・活用を図るとともに、兵庫の観光ルート紹介や新しい観光スポットの発掘を行われたい。

地域の経済、文化、観光などの振興を図り、内外に地域資源の魅力を発信するため、映画・テレビのロケ誘致を目指した県内各地のフィルムコミッション組織について、その創設や活動に対し、積極的に支援されたい。

県下各地商工会議所では、事業者や県民の地元観光に対する理解促進と内外へ観光の魅力をアピールするため、いわゆるご当地検定を実施しているが、同事業が効果的かつ円滑に運営できるよう、特に広報宣伝面について支援するとともに、合格者への活躍の場の提供等について配慮されたい。

### (2) 人・環境にやさしい施策の推進

主要鉄道駅舎などのバリアフリー化をはじめ、ユニバーサルデザインに対応した段差のない道路や店舗等の施設整備を引き続き促進されたい。

電線の地中化の促進や街の緑化促進など、美しい街づくりに向けた施策を推進されたい。

## 【回答】

## 6. 魅力ある兵庫づくりの推進

### (1) 集客観光への取り組み

大型観光交流キャンペーン(“あいたい兵庫”キャンペーン)は、本物の地域づくりを進め、その魅力为全国に発信することにより、交流人口を増大させ、地域経済の活性化を図ることを目的とした、本県として初めての全国規模の観光キャンペーンである。現在、各地域において、魅力ある観光資源づくりを進めているが、それらを旅行業者や出版関係者等に売り込むために、本年5月に全国宣伝販売促進会議を開催するほか、10月からのプレキャンペーン期間中に、東京、大阪などの旅行会社やマスコミを訪問し、兵庫への旅行商品造成や番組・記事掲載を働きかける。また、全国の主要駅でのポスター掲出やガイドブック配布、テレビ番組の放映や新幹線車内誌「ひととき」など、JRグループの様々な広報媒体を活用するほか、主要都市での観光キャラバン、観光物産展を開催するなど、一般の方々に対しても情報発信を行っていく。このキャンペーンは、県や市町、経済団体、観光関連団体等が連携して推進協議会を組織し、県全体が一丸となって取り組むものであり、経済界におかれても、財政支援を含め、積極的に取り組んでいただくようお願いしたい。

大型観光交流キャンペーンの実施にあたって、本年5月には全国の旅行業者やJR関係者等を招いて全国宣伝販売促進会議を開催し、兵庫の魅力を売りこむこととしており、現在、7つの地域部会において、観光協会などの地域の方々とともに、魅力ある観光資源の発掘を目指して取り組んでいるところである。例えば、三田市出身の川本幸民が初めて製造した工法での復元ビールの試飲や、国内第1号のジオパーク認定を目指している山陰海岸の魅力を海と陸から観察するルートづくり、県下の多様な生活風景をボランティアガイドが案内するまち歩きコースづくりなど、魅力ある観光資源づくりを進めており、観光資源の発掘やブラッシュアップを進めている。キャンペーン終了後もこれらの取り組みが定着するよう、市町

や観光協会など連携しながら、観光資源の開発を進めていく。

映画やテレビドラマなどのロケを誘致・支援し、ロケ地をツーリズム資源とした観光振興や文化振興を図るため、平成18年8月、県内のフィルムコミッションや市町等で構成する「ひょうごロケ支援Net」を設立。現在までに、神戸・姫路・城崎・篠山・淡路の5つのフィルムコミッションや28市町などの構成員が協力・連携し、映画9、テレビドラマ5、その他9、計23作品を誘致し、県内の多彩な魅力を発信してきたところである。今後も、ひょうごロケ支援Netにおいて積極的に事業展開を図るほか、加古川や三田などフィルムコミッション設立に意欲を示している地域については、円滑な誘致・支援活動が実施できるためのノウハウの提供や地域住民へのフィルムコミッション活動の普及啓発などを実施していく。

県では、(社)ひょうごツーリズム協会のホームページ「ひょうごツーリズムガイド」を通じて、県内各地域のツーリズム資源やイベントなどの最新のツーリズム情報を提供しており、この中でご当地検定に関する情報についても積極的に発信してまいりたい。また、(社)ひょうごツーリズム協会と連携し、全国主要都市での観光宣伝イベント実施などの誘客宣伝活動を展開しており、こうした場でご当地検定についてもPRしてまいりたい。また、ご当地検定の合格者はそれぞれの地域への興味・関心が高く、ツーリズム振興の担い手になりうるものと認識しており、こうした方々への活躍の場の提供について今後検討してまいりたい。

## (2) 人・環境にやさしい施策の推進

本県では平成4年に全国に先駆けてユニバーサル社会づくりの理念を先取りした「福祉のまちづくり条例」を制定し、この条例の運用を核に各種施策を行っているところである。

鉄道駅舎のバリアフリー化については、既存駅舎へのエレベーター等の設置を促進するため、平成5年度から市町と共同して鉄道事業者に対して設置費の補助を行っており、県下で1日当たりの平均乗降客数が5千人以上ある鉄道駅舎のすべてが概ね平成22年度までにバリアフリー化することを目指しているところである。

また建築物、公共交通機関、道路、公園等の一体的な整備を行うため、市町が「福祉のまちづくり重点地区」を指定した場合には、当該重点地区における県管理道路の改善等を率先して実施するなど面的なバリアフリーの整備を推進しているところである。

さらに、平成18年度からは、市町と連携を図りながら、県民にユニバーサル社会づくりの具体的な方向性を示し、全県におけるユニバーサル社会の早期実現を図るため、「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」に基づきハード・ソフト両面でのまちづくりを重点的に実施する「ユニバーサル社会づくり実践モデル地区」を指定し、バリアフリー化改修を行う民間事業者の支援を行うこととしている。

また、商店街等がユニバーサルデザインに対応した店舗等の施設整備を図ることができる制度としては、阪神淡路大震災復興基金事業の共同施設建設費助成事業があり、補助率・限度額を19年度から拡充し、また、20年度も前年並みの予算額を確保したところである。

国においても、少子高齢化、環境保全、安全・安心、防犯・防災等の課題に対応する少子高齢化等対応中小商業活性化施設整備事業が18年度創設され、さらに、20年度は中小商業活力向上補助金と改称し、商店街の生産性向上のための取り組み等に補助対象を拡大したところである。

無電柱化については、安全で快適な通行空間の確保、優れた景観の保全と形成、防災機能の強化など多様な効果が期待されるため、県では、昭和61年度の第1期電線類地中化計画から平成16年度に策定した現在の無電柱化推進計画まで、5期にわたる計画のもと無電柱化を進めている。

平成18年度末の進捗状況は、第1期からの計画約439kmに対して、約354kmの無電柱化を実現している。来年度が現計画(5期計画)の最終年度であり、厳しい財政状況にはあるが、新しい推進計画

の策定にも取り組みながら、国、市など関係機関の連携のもと、効率的な無電柱化を推進してまいりたい。

街の緑化推進については、全県で花と緑をいかしたまちづくりを県民運動として推進する「全県花緑いっぱい運動」を展開するため、多年草や低木による持続型の花緑活動に対する支援や緑化資材の提供などを行っている。

また、花と緑のまちづくり実践活動を促進するために、明石公園内の(財)兵庫県園芸・公園協会に花と緑のまちづくりセンターを設置し、人的支援・組織育成支援、普及・啓発などの支援を行っている。さらに、県民緑税を活用した「県民まちなみ緑化事業」を展開し、都市部の防災性の向上や環境の改善等を目的に、県民が協働して学校、公園や空地等で行う植樹活動などの緑化に対して、緑地整備費や苗木等購入費などの補助を実施しているところである。

これらの取り組みを通して、花と緑あふれる美しい県土づくりを推進してまいりたい。

### (3) 各地域の要望

#### 阪神地域

- ・甲子園浜の干潟再生事業の予算化について国に働きかけられたい。
- ・「植木と花の郷づくり推進協議会」が行う実証事業の発展・促進を図られたい。

#### 神戸地域

- ・都市経営あるいは企業の経営戦略において、デザインの視点が重視されつつある。神戸の新しいまちづくりにおいても、来街者や市民が魅力ある都市空間を体感でき、デザインを志す人が世界から集まるハードとソフトが融合した「デザイン都市・神戸」の実現に向けた取り組みについて積極的に支援されたい。特に、リーディングエリアである都心ウォーターフロントにおいて、回遊性を高めるための歩行者動線の確保や、都市景観に配慮した道路・標識の採用、視界の妨げとなる周辺建物の移転や整備に努められたい。
- ・「神戸ルミナリエ」は資金面で厳しい状況にあるため、補助金など公的資金の増額、県民や来場者からの募金活動の強化、安定した収入確保に努めるとともに、運営経費削減の工夫をするなど安定的に継続開催できるよう必要な措置を講じられたい。

#### 淡路地域

- ・「全国快水浴場100選」にも選定されている淡路島最大の海水浴場「大浜海水浴場」の整備及び周辺の駐車場問題解決に必要な措置を講じられたい。

#### 東播磨地域

- ・製造物出荷額が県下一という東播磨地域の特性を活かした産業ツーリズムを推進するため、見学コースの計画や参加者募集等に対して官民一体となった取り組みを推進するとともに、予算の拡充を図られたい。
- ・県立明石公園の文化・芸術施設などの施設の充実を図られたい。また、観光バス用駐車場の整備や海鮮市場の設置等明石港を観光拠点として整備されたい。
- ・ヨットハーバーや海浜公園の整備等加古川を観光・レジャー産業に活かすような環境整備について検討されたい。

## 【回答】

### (3) 各地域の要望

#### 阪神地域

宝塚市南東部から伊丹市北部にかけての旧長尾村を中心とする地域では、鎌倉時代から花き栽培が定着発展し、地域産業の伝統を創り上げてきたが、近年住宅化にともない、植木生産地の拡散や、園芸産業とは直接関わりを持たない住民の増加により、園芸産業の存在感が希釈化されるおそれも出てきている。このため、「人々が園芸の歴史と今にふれることができる花と緑のまちづくり」を幅広い人々の参画と協働のもとに進めるべく「植木と花の郷づくり構想」を策定した。

「植木と花の郷づくり推進協議会」は、郷づくりの全体計画作成～総合進行管理等を行う組織として伊丹・宝塚地区の植木関係団体、伊丹市、宝塚市、阪神北県民局を構成員に平成18年10月設立したものであり、実証事業を行う組織ではない。平成18年度はワークショップの開催、看板やガイドマップの作成など、平成19年度は植木と花の郷探訪ツアー、景観園芸セミナーの開催などを実施したところである。

平成20年度においても、潤いと安らぎのある地域づくりの促進と地域の景観園芸産業のさらなる発展を図ってまいりたい。

#### 神戸地域

神戸市において、ハーバーランドからHAT神戸及びポートアイランド西地区を「都心ウォーターフロント」と位置付け、みなとまち神戸を満喫できる空間の形成をめざした取り組みが進められている。

また、神戸水上警察署が位置するエリア(旧居留地南地区)についても、都心ウォーターフロントの要として、神戸市が今後、中長期的な視点で段階的に整備を進めたいとの意向から、県としても神戸水上警察署の耐震改修工事を見送るとともに、国に対しても都市部とウォーターフロントを結ぶ南北アクセスルートの強化や国等の施設において景観形成を考慮した整備を要望している。

なお、神戸水上警察署の移転にあたっては、その前提として、移転先用地や条件を含めたそのあり方など諸課題の解決を図る必要があるが、県としては、神戸市の都心ウォーターフロントの整備にできる限り協力していく。

さらに、海の文化と歴史に彩られた兵庫運河なども含め、県都神戸にふさわしいウォーターフロントの魅力づくりに、神戸市とも連携をとりながら進めていく。

神戸ルミナリエについては、経済界をはじめとした地元が主体となり、協賛金や募金の確保に取り組むなど、継続開催に向けて努力していただくことが肝要であるが、県としても、神戸市をはじめ関係者と連携を図りながら開催支援したいと考えている。

平成20年度についても、財政状況の非常に厳しい折りではあるが、神戸ルミナリエの継続開催を図るため、前年度と同額の25,000千円を計上している。

#### 淡路地域

県では、大浜海岸の背後にある道路への越波防止や砂浜の侵食を軽減させることを目的とした、「洲本港(大浜地区)海岸環境整備事業」を計画し、平成6年度に事業採択されたものの、整備内容について、地元漁業協同組合との調整が難航したため、養浜など全体計画の一部を整備したのみで平成14年度に事業を中止している。

平成20年度から、大浜海水浴場を含む大浜公園の利用者の増加を図るため、洲本市が事務局となって学識者や漁業協同組合、商工会議所、自治会等の地元関係者の代表者、県民局で構成する、「大浜公園利用促進検討委員会(仮称)」が設置される予定である。

今後、当委員会において、地元の合意形成を図りながら、大浜公園の利用促進とあわせて大浜海水浴場の整備や駐車場整備について検討されることとなるが、海水浴場整備の一環として県が整備可能なものは、離岸堤や養浜の整備などであるが、過去に事業を中止した経緯があること、県の財政事情が極めて厳しいことなどから、整備内容について委員会の結論を得た後に、事業手法や整備時期などを検討することとしたい。

なお、駐車場整備については、洲本市が整備する意向であると聞いており、県としては、委員会の結論を得た後に、洲本市が事業主体となる方向で、今後、協議・調整をしいきたい。

#### 東播磨地域

東播磨地域は、県下一ものづくり産業の盛んな産業集積地域であることから、その特性を生かした産業ツーリズムの展開が求められている。

このため、我が国のものづくり基幹産業拠点やオンリーワンの優れた技術を有する企業を巡り、「ものづくり産業」の持つすごさ・重要性を実感してもらう「ものづくり」ツアーを実施する。

- ・ものづくり基幹産業コース((例)神戸製鋼所加古川製鉄所、三菱重工業高砂製作所)
- ・ものづくりオンリーワンコース((例)オークラ輸送機、大和製衡)

明石駅周辺の中心市街地については平成19年度より中心市街地活性化基本計画を検討中であり、県としても明石公園や明石港について市とともに望ましい整備のあり方について検討したい。

特に明石公園は、城趾という歴史的文化遺産と緑豊かな環境の中に多様な施設を有し、年間約300万人が利用する全国有数の都市公園である。また、阪神・淡路大震災で大きな被害を受けた国の重要文化財である「巽櫓・坤櫓」の修復や城趾全体の史跡指定など歴史的文化遺産の保存とともに、土日祝日の櫓の一般公開を実施してきた。

近年では、城址の歴史的特徴を生かした「武蔵の庭」のほか、平成19年度には、明石薪能を支援するため兵庫県園芸・公園協会が、組立式能舞台を整備したところである。また、菊花展などの伝統的なイベントのみならず、「武蔵の庭」での地元お茶の会グループによるお茶席の実施や「明石薪能」の実施など文化的イベントも実施されている。

今後とも、明石市をはじめ地域や利用者等の意見を踏まえ、歴史的文化遺産の保全と調和を図りつつ、本公園のポテンシャルを生かしたイベント開催などにより、魅力ある地域づくりに資する公園としていきたい。

また、平成3年度に加古川尾上地区のポートパーク(収容110隻)を整備し、健全な海洋性レクリエーションの育成に寄与してきたところであり、別府地区においては、平成12年度に港湾緑地内にジャブジャブ池を整備し、加古川市が整備した加古川海洋文化センターとの相乗効果により夏場を中心に年間約30万人もの利用者を集め、幼年期における安全に水と戯れる水辺空間として、また、小中学生の自然学習の場として健全な青少年の育成に貢献している。

今後もポートパークや港湾緑地の活用など地域活性化のために、既存施設の有効活用も含めた実現可能な方策を地域とともに検討していきたい。



#### 北播磨地域

- ・高齢者が健康で安心して住み、生きがいと誇りを持って暮らせる“小野長寿の郷構想”の早期実現に向け、検討を進められたい。また、“ガーデニングシティONO”構想、及び広域的なグリーンツーリズム事業への更なる施策・支援を講じられたい。
- ・北播磨地域のPRなど北播磨広域観光協議会が取り組む「北播磨地域ツーリズム」を推進されたい。

#### 中播磨地域

- ・連続立体交差事業等JR姫路駅周辺整備は、今後の姫路の街づくりにおいて非常に重要な意味を持つことから、姫路市とより一層の連携を図るとともに、エントランスゾーンの整備計画策定などにおいて主導的な役割を果たされたい。

#### 西播磨地域

- ・「相生駅南都市整備事業(相生駅南土地地区画整理事業)」、「相生市那波丘の台地区市街地整備事業」の推進について引き続き支援されたい。また、平成17年3月に兵庫県が取り纏めた「西播磨なぎさ回廊計画」と整合性を図りつつ、「相生湾臨海部活性化構想」の推進に対して引き続き支援されたい。
- ・赤穂海浜公園及びその周辺をスポーツ・レジャーエリアの拠点として利用促進を図られたい。

#### 但馬地域

- ・「コウノトリ翔る地域まるごと博物館(仮称)構想・計画」の早期具体化とコウノトリ放鳥や雛の誕生による来訪者の増大が地域の商工業活性化と連動し、豊岡市が進めている環境経済の具体化への取り組みを前進させるよう支援・指導されたい。
- ・円山川河口付近の漕艇競技場としてのA級コース認定、並びに山陰海岸のユネスコ支援による世界ジオネットワーク(世界地質公園)の早期認定に向け支援されたい。

### 【回答】

#### 北播磨地域

小野長寿の郷居住ゾーンである山田地区については、平成15年度に実施した事業参画意向に関するアンケート等の結果、事業期間が長く見通しが立たないなどの指摘があり、開発モデルをそのまま事業化することが困難な状況である。

一方、交流ゾーンである市場地区については、構想全体の魅力を高め、山田地区への住み替えのインセンティブとなるような健康・交流施設のあり方について検討を行い、これまでのところ有識者等からは、市場地区の自然を活かした森林療法や伝統医学療法等の組合せ健康プログラムの提供をコア事業として施設を展開してはどうかとの提案がなされている。

引き続き、市場地区健康・交流施設計画のコア事業として、補完代替療法の組合せによる自然健康プログラムの検討を行っていききたい。

また、北播磨県民局では、“交流と共生”の理念のもと、豊かな自然、歴史と伝統、多様な農産物、都市との近接性、発達した交通網などの個性を生かし、これまでの成果を生かした更なる魅力の発信と地域の特性を生かした交流機会の創出により、一層の都市と農山村の交流を推進していくこととしている。“ガーデニングシティ ONO”構想について具体的には、小野市をガーデニングシティとして位置づけ、タウンイメージの構築と新産業形成並びにそれらの情報発信を三本柱として事業展開を図ろうと、14年度から事業に取り組んでいる。

さらに北播磨広域観光協議会が取り組むツーリズム事業についても積極的に支援を行っており、平成19年度においては、北播磨広域観光協議会が運営する「兵庫・北播磨観光ポータルサイト」について、観光関係団体向けのサイト入力操作方法講座の開催を支援したところである。

平成20年度においても、北播磨の交流人口の更なる拡大に向けて、平成20年4～5月に実施される

「第25回全国菓子大博覧会・兵庫(愛称:姫路菓子博2008)」、平成20年度から21年度にかけて実施される「兵庫県大型観光交流キャンペーン」を絶好の機会ととらえ、北播磨広域観光協議会と連携し、積極的にツーリズム事業を推進していきたい。

#### 中播磨地域

JR山陽本線等連続立体交差事業については、JR姫路駅を中心とした6.6kmの区間において、平成元年3月に事業認可を取得し、平成18年3月に山陽本線の高架切替を完了した。現在、平成20年度の姫新線・播但線高架切替に向け、鋭意工事を行っている。今後も姫路市と連携し、平成22年度末の事業完了を目指して、積極的に整備推進を図っていきたい。

また、エントランスゾーンにおける駅前広場については、姫路市において交通結節機能の向上や姫路城と対峙する空間にふさわしい整備計画が策定されているところであり、整備計画を踏まえて、平成20年度に都市計画変更の手続きを行うこととしている。

#### 西播磨地域

相生駅南地区は相生駅の南側に面し、相生市の玄関口として重要な位置であるにもかかわらず商業施設や住宅が混在した密集市街地となっており、駅前地区としてふさわしい整備が行われていない。

このようなことから、相生市の玄関口としてふさわしい整備を行うため、平成元年より土地区画整理事業を行っている。今後とも早期の完了に向けて指導していきたい。

相生市那波丘の台地区は大正時代から戦前にかけて企業社宅が多く建てられ、その後の建て替えが進まなかったことから、老朽化した長屋、戸建て住宅等が密集混在している。そのため、基幹的公共施設整備と共に既成市街地の住環境改善を図ることを整備目標に、住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)と土地区画整理事業の合併施行により、効率的なまちづくりを進めているところである。住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)については平成19年度をもって事業完了したが、土地区画整理事業は引き続き事業を行うため、早期の完了に向けて指導していきたい。

また、那波地区においては、相生湾内を運航する通学船をはじめ、相生と家島等を結ぶ不定期船の係留場所として、また、プレジャーボートのビジター桟橋として活用することを目的に、公共バースを整備し、相生市が推進する「相生湾臨海部活性化構想」を支援してきたところである。

今後も、「西播磨なぎさ回廊計画」と整合性を図りつつ、相生市が推進する「相生湾臨海部活性化構想」を支援していきたい。

赤穂海浜公園は、地域の歴史や自然環境を活かして、約72ヘクタールの塩田跡地に、塩づくりが体験できる「塩の国」、16面のテニスコート、質の高いオートキャンプ場などの各施設を整備した広域公園で、年間約50万人が訪れている。

近年、地域住民の自発的で主体的なまちづくりへの意欲が高まる中で、公園においても県民の参画と協働による魅力づくりが課題となっている。赤穂海浜公園でも、平成17年度に地域住民をはじめ利用者自らが主体的に、「赤穂海浜公園使い隊」を組織し、野鳥や草花の観察会、星空観察会、花壇づくり等のイベントを行い、公園の利用促進に寄与している。

今後、さらに赤穂海浜公園の魅力を高めていくため、公園の顔となり地域住民の取りまとめ役となるパークコーディネーターの配置、地元温泉街と連携したテニス合宿の誘致、本公園の代表的施設である「塩の国」と赤穂の歴史的文化遺産との一体的なPRなどの取り組みを進め、赤穂海浜公園が地域に愛され、地域活性化に資する公園となるよう努めていきたい。

#### 但馬地域

コウノトリ自然博物館構想の推進にあたり、人と自然の共生をめざす地域づくりの先進地として、コウノトリ

翔る郷づくりを支援する機能を先行的に充実していくため、人材育成をはめとした「コウノトリ学講座」を戦略的に展開することとしている。

また、昨年5月の自然界でのヒナのふ化、7月の巣立ちと、コウノトリが全国的に注目を集め、郷公園には多くの見学者が訪れており、さらに多くの来但者が見込まれることから「但馬情報特急」等による但馬地域のPRと情報発信を行うことにより観光客入り込み数の増加を図り、今後も地元の協力を得ながら事業の促進に努めていきたい。

また、本県(但馬県民局)は、山陰海岸ジオパーク協議会の構成団体として、所要の予算措置を行うとともに、引き続き、関係府県、地元市町とも連携しながら、世界ジオパーク認証に向けての取り組みを推進していく。

## 7. 総合交通体系等の整備

### (1) 空港の機能強化と利用促進

神戸空港は、平成18年度旅客数が約274万人となり、兵庫県最大の玄関口として定着してきている。兵庫県におかれても、神戸市、地元経済界と協力し、運用時間の延長やダイヤの改善を図るなど、さらなる利活用の促進に努めるとともに、引き続き神戸空港利用推進協議会の活動を強力に支援されたい。また、神戸空港と関西国際空港を結ぶ「神戸 - 関空ベイ・シャトル」のPR強化や利便性の向上に積極的に取り組まれたい。

伊丹市では「空港との共存、共生」というキーワードのもと、第1種空港の堅持、発着総枠の見直しとジェット・プロペラ枠の区別廃止、長距離路線の増便復便、運用時間延長等を求める「大阪国際空港と共生する都市宣言」が採択されたところであり、兵庫県におかれても引き続き大阪空港の機能向上と活用を支援されたい。

但馬空港周辺整備事業の促進及び東京直行便の早期実現に取り組まれたい。また、就航率向上のため、引き続き空港施設の整備を進められたい。

## 【回答】

### 7. 総合交通体系等の整備

#### (1) 空港の機能強化と利用促進

神戸空港は、本県の最大の玄関口として神戸市民のみならず、広く県民に利便をもたらす広域交流施設であることから、神戸市及び地元経済界と連携しながら、運用時間の延長等について関係機関に働きかけるとともに、神戸空港利用推進協議会に引き続き参画し、より一層の需要喚起及び利用促進や利用者への利便性向上を図っていきたい。

神戸 - 関空ベイ・シャトルについては、本県から関空へのアクセスルートとして、また、関西3空港相互のアクセスを強化するうえから重要と考えており、海上アクセス利用促進協議会に引き続き参画し、より一層の利用促進や旅客利便性の向上に取り組んでいきたい。

兵庫県側から大阪国際空港へのアクセス改善として、JR及び阪急伊丹駅～大阪国際空港間のバスアクセスの広域的PRを引き続き行うとともに、空港周辺地域の活性化に向け、新たに国が設ける国と自治体との意見交換の場において、空港の運用等にかかる地元意見の表明や空港周辺の地域整備に対する国の協力要請を行っていききたい。

但馬空港周辺整備は但馬空港の波及効果を生かした多彩な都市機能を備えた拠点形成を目指し、地元市町、関係団体等と連携を図りながら整備を進める必要がある。

このような中、但馬広域防災拠点を整備したほか、公立豊岡病院の移転に併せて、国道426号豊岡バイパスなどを整備したところである。

但馬 - 羽田直行便については、これまでから、羽田空港における通勤早実現や同様の但馬路線への配分を国に強く要望してきており、今後も引き続き、地元や全国地域航空システム推進協議会と連携を図りながら、国や航空会社に働きかけ、羽田空港再拡張を契機とする羽田直行便開設をめざして取り組んでいきたい。

路線開設には、何よりも需要喚起が必要であり、一層の利用促進や首都圏での知名度アップの取り組みを県としても積極的に進めており、地元においても、各市町・民間一丸となって、より強力に取り組んでいきたい。

また、除雪等適切な空港運用により、就航率向上に引き続き努めるとともに、地上無線施設の代替として国が導入を進めているGPSを利用した新しい航法(RNAV)の早期導入にも取り組んでいきたい。

## (2) 港湾整備事業の推進

大阪湾4港について、関税法上の取扱いを一本化する「大阪湾諸港の一開港化」の効果的な実施、並びに将来の課題として一元管理を行うポートオーソリティの設置に向けて兵庫県としても支援されたい。更に、内外企業の誘致や効果的なポートセールス等、神戸港をはじめとする県下諸港への役割に応じた活性化支援策を講じられたい。

明石港の東外港地区の整備、建設骨材荷揚場の移転、ターミナル機能の強化等再整備事業について、実現に向けた取り組みを講じられたい。

東播磨港は荷揚げ能力の限界にあるので、南二見の二見臨海公共埠頭活用のために倉庫等の設置基準の緩和を図られたい。また、沿岸住民から苦情が出ている点在する骨材置場を早期に撤去されたい。

「道の駅・海の駅あいおい白龍城」からの定期航路開設について支援されたい。

## 【回答】

### (2) 港湾整備事業の推進

東アジアとの近接性から多くの中規模船舶が複数の港に寄港している大阪湾の実情に鑑み、神戸港な

ど各港と連携し入港料の低減や大阪湾諸港を一開港化する「阪神港」が実現した。将来的には大阪湾ポートオーソリティを目指していくが、大阪湾諸港が一つの港のように機能し利用されるよう、当面は一開港化の効果さをさらに向上させるため、港湾利用における手続きの一元化や、IT化などについて取り組んでいきたい。

また、臨海部を産業集積条例に基づく拠点地区に指定し、進出する企業に対して不動産取得税の軽減を講じているほか、新規地元雇用や設備投資等に係る補助金や低利融資の支援制度を設けており、これらの制度を活用しながら引き続き積極的な企業誘致に努めていく。

東外港地区の整備、建設骨材荷揚場移転、ターミナル機能の強化などの明石港再整備計画については、明石港をとりまく社会経済情勢や明石市の財政状況、砂利揚場移転先住民の同意が得られていないことなどの状況を考えると直ちに実現できないのが実情である。

現在、東外港地区の砂利揚場において防塵柵や散水装置などの整備を進め、周辺地域への環境保全対策を講じているところである。砂利揚場移転については中期的課題として地元明石市と連携しながら砂利揚場移転の推進方策について検討していきたい。

東播磨港二見地区の公共埠頭用地は、明石港の砂利揚場移転先として予定しており、将来砂利揚場の移転が実現するまでの間の有効活用を図るため、港湾管理者が要請した場合には明け渡すことを条件に、平成19年度から利用を認めているものである。今後とも、砂利揚場移転計画の進捗状況を踏まえながら、暫定的利用を前提として埠頭用地利用に供することとしたい。

また、当港に存在する砂利揚場においては、野積場の利用状況や周辺環境に与えている影響を踏まえて防塵柵を設置するなどの環境対策を実施してきたところであり、今後必要に応じて環境対策を講じるなど周辺地域の環境保全に努めることとしたい。

県では、海の駅あいおい白龍城の前面水域に公共棧橋を整備し、平成19年5月の供用開始以来、通学船(壺根～那波)、不定期旅客船、及びプレジャーボート(ビジタ - 船)の利用を支援してきたところである。

あいおい白龍城と相生市立水産物市場が、「みなとオアシスあいおい」として「近畿みなとオアシス」第1号の登録を受けたことから、今後は、相生市自らが家島や小豆島への不定期航路、湾内遊覧船などの利用を促進するなど、県が整備した公共棧橋を十分に活用して相生湾の活性化を図っていただきたい。

### (3) 道路網の整備

地域経済の活性化と緊急時の円滑な交通網を確保するため、高速性・代替性を備えた高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備をより一層推進され、特に下記の道路を重点的に整備されたい。

また、阪神高速道路、神戸淡路鳴門自動車道をはじめとする有料道路の通行料金の値下げにつき国や高速道路株式会社等関係機関への働きかけを強化するとともに、高速道路IC周辺の土地を物流関係用地等への有効利用ができるよう用途規制を見直すなど規制緩和に取り組まされたい。

#### 阪神地域

- ・都市計画道路山手幹線の尼崎以東(大阪府側)への接続につき大阪府への働きかけ強化。
- ・園田西武庫線の藻川に架かる東園田4丁目地先から食満4丁目地先間の橋の早期建設。
- ・尼崎臨海部臨港線と東海岸町の結節道路建設についての検討。
- ・都市計画道路尼崎伊丹線の国道2号線から国道43号線までの早期4車線化。

#### 淡路地域

- ・洲本市街地から洲本温泉地を結ぶ川北街道(県道洲本灘賀集線)の歩道整備。

#### 北播磨地域

- ・国道175号(西脇北バイパス、西脇バイパス)の整備促進。
- ・加西インターと加古川インターの連絡道路整備。
- ・神戸市から三木市へのアクセス道路となっている県道の拡幅整備。

## 【回答】

### (3) 道路網の整備

阪神高速道路の料金については、平成20年度に対距離料金制に移行するが、昨年9月に示された会社案は、西圏では上限料金が現在の2倍であり、また、複数圏利用では負担が増す等の課題がある。

このため、昨年10月には国や阪高会社に対し、上限料金の引き下げ、複数圏利用に対する割引の導入や地域課題の解決に向けた政策的料金設定の導入などを申し入れているところである。

今後も引き続き、利用者の理解が得られる料金となるよう、関係府市と連携を図りながら国や阪高会社に働きかけていきたい。

本四道路の通行料金は、基本料金から2割引の特別料金からさらに1割引となる新特別料金が適用されているが、依然として他の高速道路等に比べ通行料金が高く、割引制度にも差があるなど割高感が強い。国、高速道路機構及び本四高速道路(株)に対し、これらの解消を要望しているところである。

今後も使いやすい高速料金の実現のため、引き続き関係機関に働きかけいきたい。

#### (要望内容)

・整備効果を活かし地域の活性化を図るため、料金を高速自動車国道並み(海峡部については関門特別区間並)に統一するなど、料金の抜本的見直しの実施

・平成19年度実施の社会実験の効果を踏まえ、本格的な料金割引を実施するとともに、その実施にあたっては、物流の効率化や淡路島内を迂回する大型車の減少に効果的な割引時間帯の拡大と淡路島や四国方面への観光利用の増大につながる普通車等を対象にした週末割引の導入

高速道路インターチェンジ周辺のエリアについては、土地利用の圧力が高まることが想定される。市町による沿道土地利用計画の策定などにより、地域の特性に応じた秩序ある土地利用の規制・誘導を図ることとしている。

また、市街化調整区域において、総合物流化法の趣旨を踏まえ、無秩序な開発を抑制しつつ、地域の

活性化が図れるよう、同エリアにおける特別指定区域制度の活用を市町に働きかけていく。

都市計画道路山手幹線は、尼崎市の府県境を起点に、西宮市及び芦屋市を經由し、神戸市長田区へ連絡する阪神間の東西主要幹線道路であり、兵庫県をはじめ尼崎市、西宮市及び芦屋市において震災復興のシンボルロードとして鋭意事業進捗を図っている。この内、尼崎市の府県境付近の約1.3kmについては、平成18年度末に供用開始したところである。しかしながら、山手幹線に接続する大阪府側の三国塚口線については、大阪府の財政状況等により着工が遅れており、兵庫県としても大阪府へあらゆる機会を通じて早期事業化の実現に向けて働きを行っているところであり、今後とも関係機関等とも連携しながら引き続き働きかけを行っていききたい。

都市計画道路園田西武庫線は、尼崎市北部市街地の東西幹線道路であるが、大阪府との府県境付近を除いて、尼崎伊丹線以東は未整備となっている。このため、兵庫県は平成8年度より尼崎伊丹線から神崎橋伊丹線までの909m間を県施行街路事業により取り組んでいるところである。なお、当該路線は一級河川藻川を橋梁で連絡することとなるが、現在事業中の工区も併せると多大な事業費を要することから、事業着手については、県の行財政構造改革や現在事業中工区の進捗状況等も勘案しながら、判断していききたい。

尼崎臨海地域においては、交通の円滑化や輸送効率の向上といった課題があり、その道路ネットワークの強化は重要であると考えている。しかしながら、尼崎臨海部臨港線と東海岸町を結節する道路の建設は、その間に船舶が航行する旧左門殿川が存在することや、企業が密集して操業していることなどから、導入空間の確保が困難であるなど大きな課題がある。このような状況から、新たな道路整備に対する検討に加え、既存道路を有効に活用した効率的な交通対策のあり方について、地元尼崎市とともに幅広く検討していききたい。

都市計画道路尼崎伊丹線は、阪神間の南北主要幹線道路であるにも係わらず、国道2号から国道43号間は慢性的な交通渋滞が発生している。このため、平成19年6月に国道2号から庄下橋武庫川橋線間の約330mを幅員18mから幅員28mへ都市計画変更しており、庄下橋武庫川橋線から国道43号間においても整備に向けた検討が必要となっている。しかしながら、整備にあたっては、多大な事業費を要することから、県の行財政構造改革を踏まえ、事業着手の時期を判断していききたい。

#### 淡路地域

県道洲本灘賀集線の大浜海水浴場～洲本温泉の間については、H20 新規の国庫補助事業(歩道整備)として、国土交通省に要望しているところである。

#### 北播磨地域

西脇北バイパスは、東播丹波連絡道路の一部区間として平成18年度に工事に着手した。さらに、西脇バイパスについても、平成19年度から4車線化の事業に着手されたところである。県としても、早期完成が図られるよう国に要望するとともに、事業推進に積極的に協力していききたい。

加西インターと加古川北インター間については、当該区間の交通量は当面2車線で対応可能であると考えており、歩道設置や交差点改良等の現道対策工事を実施しているところである。

県が管理する三木市内の神戸市から三木市までのアクセス道路としては、神戸三木線、平野三木線、神戸加東線、三木三田線がある。

三木三田線については、三木市大塚～志染町間の志染バイパス4.2kmを平成18年9月に開通させている。

平野三木線については、市境から三木三田線志染バイパスの間の4車線改良を終了している。

その他、神戸三木線、神戸加東線いずれも2車線が確保されており、当面の整備予定はない。

#### 東播磨地域

- ・加古川バイパスから北近畿豊岡自動車道に至る地域高規格道路(東播磨南北道路、東播磨内陸道路、東播丹波連絡道路)の整備促進。
- ・国道2号(尾上小野線～平野神野線区間、加古川橋梁区間)の4車線拡幅、一方通行区間の対面通行の早期実現。
- ・都市計画道路尾上小野線(加古川市)の整備促進。
- ・県道明石神戸宝塚線(明石市鷹匠町明石公園西)、明石高砂線の新明町以西の早期拡幅。
- ・山陽自動車道加古川北インター周辺道路の整備促進。

#### 西播磨地域

- ・中国横断自動車道姫路鳥取線の早期建設。
- ・国道2号(相生～有年間)拡幅工事の早期完成についての働きかけ強化。
- ・龍野・揖保川・御津南北連絡道路の整備推進。
- ・揖龍南北幹線道路の整備促進(中国自動車道山崎インターチェンジ～国道250号)。
- ・相生湾埋め立てに伴う道路直線化整備の早期完成。
- ・高取峠の早期トンネル化。
- ・国道250号(高取峠周辺及び坂越橋周辺)の渋滞解消及び新坂越橋(仮称)の早期事業促進。
- ・相生市西部を南北に走る県道竜泉那波線(西部幹線)全線の早期完成。

#### 但馬地域

- ・北近畿豊岡自動車道の整備促進
- ・鳥取豊岡宮津自動車道の整備促進。
- ・円山川右岸道路の整備促進及び豊岡までの北伸。

### 【回答】

#### 東播磨地域

東播磨南北道路(L=12.5 km)については、平成10年6月に地域高規格道路の計画路線に指定され、このうち加古川バイパス～八幡南 IC 間約 5.2km について、平成21年度の(仮称)県立加古川病院開院に合わせた部分供用、さらには平成25年度の八幡南 IC 以南の全線供用を目指し、現在用地買収・本工事を進めている。

東播丹波連絡道路(L=約 30km)については、平成10年6月に地域高規格道路の計画路線に指定され、現在国により順次整備が進められている。このうち西脇北バイパス(L=5.2km)については、平成24年度の供用を目指し、用地買収及び本工事が進められるとともに、西脇バイパス(L=2.1km)については、平成19年度に4車線化事業に着手されたところである。

今後とも、これら事業中区間の整備促進に努めるとともに、事業中区間の進捗状況を見ながら、東播磨南北道路や東播丹波連絡道路の未事業化区間、構想路線である東播磨内陸道路の具体化について、国と連携しながら検討していきたい。

国道2号のうち、加古川市内中心部については、加古川市の中心市街地の活性化に向けて、県、市、地元団体から構成される「加古川駅周辺にふさわしいまちづくり検討会」により、まちづくりの方向を明確化するとともに、まちづくりと一体となった国道2号等の道路整備のあり方を検討している。

都市計画道路尾上小野線については、東播磨南北道路と連絡し、東播磨地域の臨海部と内陸部を連携し地域の活性化に資する路線であるが、国道2号との交差点に集中する交通を分散させるとともに、渋滞交差点解消プログラムに位置付けられている「野口交差点」の渋滞解消のため、国道2号から県



道野口尾上線までの区間について、平成18年度より事業着手しており、早期の完成を目指し鋭意努力していきたい。

県道明石神戸宝塚線(明石城西側)については、既に都市計画で定められた幅員(W=11m)で整備が完了している。

県道明石高砂線は、東播磨地域臨海部の東西幹線道路であるが、歩道等も未整備であることから、安全性等の向上のため、新明町付近の404mを、都市計画道路朝霧二見線として現在事業中であり、早期の完成を目指している。なお、新明町以西については、林崎町工区として現在の社会基盤整備プログラムに位置付けているが、県の行財政構造改革を踏まえ、事業着手の時期を判断していきたい。

加古川北インターチェンジの周辺道路としては、県道高砂北条線の整備を促進しており、国道2号加古川バイパス西井ノ口交差点以北の神吉バイパス(1.6km)について平成18年9月に完成供用させたところである。引き続き北伸する宮前バイパスの整備を推進していきたい。

#### 西播磨地域

中国横断自動車道姫路鳥取線は、山陽、山陰及び中国地方の山沿いの地域を山陽自動車道や中国縦貫自動車道と連携しながら一体的に結び、輸送時間の短縮、沿道地域の産業や経済、生活や文化の発展に不可欠な道路と認識しているところである。

また、播磨科学公園都市へのアクセスとして、西播磨地域を中心とした経済・文化・交流の発展にも寄与する道路である。

県としては、姫路鳥取線の必要性、重要性を踏まえ、高速ネットワークとして早期に整備するよう、国、西日本高速道路株式会社に要望していきたい。

#### 【参考】事業の概要

ア 山陽自動車道播磨JCT～播磨新宮IC(播磨自動車道)(L=12.8km)

平成15年3月29日供用

イ 播磨新宮IC～中国自動車道山崎JCT(L=11.4km)

平成18年3月に締結された西日本高速道路(株)と(独)日本高速道路保有・債務返済機構との協定において平成32年度完成が示され、現在、西日本高速道路(株)により事業が進められている。

ウ 中国自動車道～岡山県境(L=9.4km)

平成15年12月の国土開発幹線自動車道建設会議を経て「新直轄方式」での整備に切り替えられ、国土交通省により平成21年度完成に向け整備が進められている。

相生有年道路は、相生市・赤穂市域の安全かつ円滑な交通を確保するとともに、沿道環境の改善を図る延長約8.6kmの道路であり、国により用地買収及び工事を進められている。県としては、国に事業促進を働きかけるとともに、事業推進に積極的に協力していきたい。

龍野・揖保川・御津南北連絡道路は、山陽自動車道龍野西I.C.から国道2号を経て国道250号へ至る延長約7.5kmの道路であり、延長が長く事業費も膨大なことから、区間設定を行いながら段階的な整備を行うこととしている。

山陽自動車道龍野西I.C.から国道2号までの県道竜野西インター線約1.1kmについては、平成18年7月に、龍野西I.C.ロングランプを活用し一般道路として供用開始した。

その他、県道岩見揖保川線については、揖保川町大門～原工区の改築について事業を推進しているところである。

揖保南北幹線道路は、中国自動車道山崎I.C.から揖保川に沿って南下し、国道250号に至る県道と市町で構成される延長27kmの道路で、西播磨地域の南北の主軸である。この内、国道2号以南の県道網干たつ

の線等については、県・市・町が連携し、多様な主体・手法により重点的な整備を進めている。

相生湾埋め立てに伴う道路直線化については、線形不良と歩道未設置区間の解消を図るため、相生港の埋め立て整備事業等と連携しながら整備を図ることとしており、早期の事業着手を検討している。

高取峠については、現道は2車線改良済みであり、二次改築を必要とするほどの交通量や峠全体での大幅な速度低下は生じていないため、トンネル化は中長期的な課題と考えている。

国道250号の坂越橋西詰交差点の渋滞を解消するため、赤穂市高野～砂子間について4車線化するとともに、新しく(仮)新坂越橋を架けることとし、平成19年度に事業着手した。今後も鋭意事業を推進する。

県道竜泉那波線は、国道2号竜泉交差点から国道250号を結ぶ南北幹線道路であり、相生市内の慢性的な渋滞解消や主要地方道相生宍粟線と一体となり播磨科学公園都市と相生市、赤穂市を連絡する役割を担っている。

本路線の全体延長2.8kmのうち国道2号以南約1.6kmの区間が供用しており、残る区間についても、平成16年度から国庫補助事業として事業着手している。今後も地元協力を得ながら、早期完成に向け整備を促進していきたい。

#### 但馬地域

北近畿豊岡自動車道については、国により順次整備が進められており、平成18年7月に春日和田山道路が全線供用した。また、和田山八鹿道路は平成23年度の供用を目指し工事が進められるとともに、八鹿豊岡南道路については、早期工事着手に向けて平成18年度から測量・設計が進められている。さらに、豊岡道路については、平成19年8月から9月にかけて住民アンケートを実施するとともに、平成20年2月に学識者、地域代表、行政で構成する懇談会を設置し、計画案作成にあたり配慮すべき事項等について検討を進めている。

県としては、必要な財源確保と事業促進を国に強く働きかけるなど、和田山以北の早期完成に向けて引き続き取り組んでいきたい。

鳥取豊岡宮津自動車道のうち、香住道路(L=6.2km)については、平成6年度から事業に着手し、平成17年3月27日に供用した。

また、香住道路の西側区間である余部道路(L=5.3km)についても、平成12年度から事業に着手し、平成22年度の供用に向けて、船越トンネル等の工事を進めている。

鳥取県境の区間(L=3.5kmうち県内1.9km)については、鳥取県とともに平成13年度から東浜居組道路として事業着手し、平成20年12月供用に向けて、居組インターチェンジ部の工事等を進めている。また、余部道路の西側区間である(仮)浜坂道路(L=約10km)について平成20年度より事業着手するよう要望しているところである。

円山川右岸道路については、線形不良区間の舞狂地区において整備を進めており、平成20年3月末には完成する。これより以北は、町道坂本線(2車線)を經由し、平成14年10月に開通した円山川右岸地区ふるさと農道(2車線)により、豊岡市日高町赤崎で国道312号に接続することとなった。また、平成15年9月には国道312号日高南バイパスが開通したことに加え、北近畿豊岡自動車道の整備も具体化していることから、円山川右岸道路の北伸については、今後の交通の動向を見ながら慎重に判断していく必要があると考えているところである。

#### (4) 鉄道網等の整備

下記の県内鉄道網の整備等を関係機関と連携し、推進されたい。

##### 阪神地域

- ・阪急電鉄と阪神電鉄の事業統合に伴う成果として、鉄道では乗車券を工夫した乗り継ぎの効率化、バス路線では相互乗り入れなど乗客のニーズに応じた利便性向上に向けて働きかけられたい。

##### 北播磨地域

- ・JR加古川線(加古川 - 谷川間)の増便と高速化、各駅の周辺整備。
- ・神戸電鉄粟生線の全面複線化。
- ・平成20年の三木鉄道の廃止に伴う三木市における三木～厄神間のバスの代替運行への支援協力。

##### 東播磨地域

- ・山陽電鉄各駅・駅周辺の環境整備、山陽電鉄本線(明石市内)連続立体交差事業(期)の積極的推進。
- ・西明石駅へのひかり号の停車本数の増加、レールスターの停車要請。
- ・JR加古川駅への特急列車の停車。
- ・山陽本線上り最終電車時刻の繰り下げ。

#### 【回答】

#### (4) 鉄道網等の整備

##### 阪神地域

阪急電鉄と阪神電鉄の経営統合により、多様な運賃割引の設定や、バス路線の再編などを行いやすい環境が整いつつあり、県として事業者に対し、利用者がより利用しやすいサービスの提供に向けて関係自治体とともに働きかけていきたい。

##### 北播磨地域

JR加古川線は、広域的な路線であるとともに、生活路線として、沿線地域の重要な公共交通であり、先の震災では、迂回ルートとして重要な役割を果たしたことから、平成13年度に電化事業に着手し、平成16年12月に開業している。

一方、増便と高速化については、輸送力の増強策であり、JRは既に地域の輸送需要に見合った便数を確保しており、現状の利用者数では、増便等の新たな利便性向上策を講じることは困難との見解である。このため、沿線市町と連携を図りながら観光交流イベント等の利用促進に取り組んでいきたい。

また、各駅の周辺整備については、沿線市町と連携を図りながら、加古川線の利用促進に繋がるよう取り組んでいきたい。

神戸電鉄粟生線は、北神急行や神戸市営地下鉄と連結し、北神・北摂・丹波・北播磨地域と神戸都心部とを結ぶ基幹都市鉄道である。

粟生線の複線化については、沿線の住宅開発等に伴う需要に対応しながら、鉄道事業者において整備が進められ、西鈴蘭台～藍那間、川池信号場～押部谷間で複線化済みとなっている。しかし、現在粟生線の輸送人員は減少傾向にあり、ピーク時(平成4年)に比べ4割以上減少しているため、押部谷以遠については、現状の単線による輸送力でも余裕が生じており、鉄道事業者が新たな複線化に取り組むには難しい状況にあると考える。

なお、県としては、平成16年度から、列車運行の安全確保及び利便性向上を目的として、鉄道近代化設備に対して補助を行っているところである。

#### 東播磨地域

現在、東播磨地域内の山陽電鉄各駅・駅周辺の環境整備については、東二見駅周辺地区においてまちづくり交付金事業を実施しているところである。

山陽電鉄東二見駅周辺地区は、明石市西部に位置し、「明石市第4次長期総合計画」、「明石市都市計画マスタープラン」において都市活動の拠点となる主要地域核(都市核)として位置付けられている。また、周辺には二見小学校、二見市民センター等の公共施設や商店街が位置し、臨海部には大規模な工場地域があり、通勤者を中心に特急停車駅である東二見駅を利用する人は多くなっている。

それに対し、東西に伸びる県道明石高砂線と山陽電鉄により地域が南北に分断されているという課題を抱えていることから、駅舎及び駅周辺施設のバリアフリー化と駅へのアクセス道路の整備による交通結節点としての機能強化を目的として、まちづくり交付金事業を実施しているところである。

当該事業は、平成19年度から実施しており、駅北側エレベーターの設置をはじめ、アクセス道路の用地買収等を行ったところである。平成20年度は、アクセス道路の拡幅・バリアフリー化や駅自由通路の整備を行うとともに、駅前広場に花壇を設置する等駅周辺の環境整備を進める予定である。

また、東播磨地域内の山陽電鉄については、東二見駅において公共交通バリアフリー化促進事業を実施している。山陽電鉄東二見駅は乗降客も多いことから、事業者において平成18年度から、上下ホームそれぞれにエレベーターを設置するなどのバリアフリー化を進めており、県ではその設置費等の一部を事業者に対して補助する財政的支援を行っている。平成20年度中に完了予定である。

西明石駅での新幹線の停車本数については、従来から毎時上下各1本の「ひかり」が停車しているところである。平成20年春のダイヤ改正により、早朝西明石駅始発東京駅行きの「のぞみ」が1便新設され、東京方面への利便向上が図られている。新幹線の停車駅は、広域交通の拠点として重要な役割を果たしており、広域的な運行体系や需要の動向も勘案しながら、JR西日本に働きかけていきたい。

JR加古川駅には、現在、特急列車「はまかぜ」が、冬季限定(11月～3月)で、通常列車が1日1往復、臨時列車が1日1往復停車しているところであるが、加古川駅停車本数の増加については、広域的な運行体系や需要の動向も勘案しながら、智頭急行(株)やJR西日本に働きかけていきたい。

JR加古川駅での山陽本線乗り最終発車時刻は23時33分であるが、最終電車時刻の繰り下げについては、需要の動向を勘案しながら、JR西日本に働きかけていきたい。

#### 西播磨地域

- ・JR姫新線の増便・スピードアップ。さらには電化・高速化。
- ・JR相生駅に停車する新快速電車(赤穂行き・上郡行き)の延長運行本数の更なる増加及び、智頭急行の特急列車停車。
- ・JR赤穂線と新幹線との接続利便性の向上。

#### 但馬地域

- ・JR山陰本線(福知山～城崎温泉間)の複線化と城崎温泉以西(城崎温泉～浜坂)の電化・高速化及び増便化等の輸送改善。
- ・JR山陰本線余部鉄橋の橋梁架け替え工事の早期完成と列車運行の定時性確保。
- ・JR播但線(寺前～和田山間)の電化・高速化。

### 【回答】

#### 西播磨地域

JR姫新線の利便性向上を図るため、平成18年度から軌道改良、新型車両の導入等による高速化事業に着手し、22年度末の開業をめざしている。高速化事業と併せて、バスアクセスの強化、駅前広場やパークアンドライド駐車場の整備、イベントの開催やサポーターの育成支援など利用促進のための様々な施策を展開していくこととしている。

新快速電車の延長運行については、平成17年3月のダイヤ改正で、播州赤穂駅へ15本の延伸運行が実現した。また、平成18年3月のダイヤ改正では、その新快速の車両増結が実現するなど、逐次、利便性の向上が図られているところである。

現在相生駅には、智頭急行線乗り入れの特急列車「スーパーはくと」が、冬季限定(10月～3月)で、1日に大阪方面1本、鳥取方面2本が停車しているところであるが、相生駅停車本数の増加については、広域的な運行体系や需要の動向も勘案しながら、智頭急行(株)および、JR西日本に働きかけていきたい。

相生駅でのJR赤穂線と新幹線との接続時間の短縮については、広域的な運行体系や需要の動向も勘案しながら、JR西日本に働きかけていきたい。

#### 但馬地域

山陰本線は、京都方面と山陰地域を結ぶ幹線鉄道であるとともに、生活路線として沿線地域の重要な公共交通であるが、JR西日本は、現在の利用実態を踏まえると複線・電化の早期事業化は困難であるとしている。

そのため、当面は余部鉄橋の安全性・定時制確保にあわせ、鉄道のさらなる利便性の向上や但馬地域の活性化を推進するため、山陰本線(和田山～鳥取間)の高速化や乗り継ぎの改善をはじめとする利便性向上施策について検討を進めているところである。

余部鉄橋の安全性・定時制確保については、平成3年に「余部鉄橋対策協議会」を設立し、取り組みを進めてきたが、平成18年3月に兵庫県・鳥取県・沿線市町・JR西日本との間で基本協定を締結し、19年3月から工事着手し平成22年度の橋梁切り替えを目指し事業を進めているところである。

JR播但線は、但馬地域と播磨地域を結ぶ県内南北幹線鉄道として重要な路線であり、平成10年3月には、姫路～寺前間の電化・高速化整備が完成している。

JR西日本は、寺前以北の現在の利用実態を踏まえると早期事業化は困難であり、利用者増を図ることが不可欠であるとしている。このため、当面、鉄道利用者のニーズ把握や沿線地域づくり、駅周辺の整備など利用者増に向けた検討調査に取り組みながら、高速化や乗り継ぎの改善等の利便性向上施策について検討を進めている。

## 8. その他

### (1) 安心・安全なまちづくりの推進

全国各地で地震、台風、洪水などの自然災害が増大していることに鑑み、これらから県民の生命や安心・安全な生活を守るため、治山・治水施設や海岸保全施設、災害緊急時に活用される施設や公園など、防災に資する社会基盤を一層きめ細かく強化・整備されたい。また、各世帯及び公共施設等における耐震化工事など、安心・安全なまちづくりを一層推進されたい。

地域や診療科による医師数の偏りにより、地方の病院や大学医局における医師不足が年々深刻化しているが、県民が安心して診療を受けることができるよう、地元大学医学部卒業の医師の県内定着化を図るなど、兵庫県としても医師不足解消に向け積極的に取り組まれたい。特に但馬地域等地方では医師不足が深刻化しており、地域医療の確保に向けて配慮されたい。

県民が安全に安心して暮らせるよう交番の増設や警察官のパトロール強化等防犯対策を強化されたい。

### (2) 学校教育の充実

兵庫県教育委員会におかれては、道徳教育実践推進アクションプランにおいて、その実践の成果等を取りまとめ、実践事例集を作成し、県下の各小中学校に普及・啓発されているが、今後も命の大切さを十分に教え、子どもの倫理観や道徳心の向上に努める道徳教育の更なる充実を図られたい。

## 【回答】

## 8. その他

### (1) 安心・安全なまちづくりの推進

元気ひょうごを進めるうえで、安全・安心の確保は最重要課題と考えている。

このため、阪神淡路大震災や過去の台風などの経験を踏まえ、公共施設の耐震化や津波対策、河川改修、高潮対策、土砂災害対策などのハード対策に加え、災害時に県民が的確に判断や行動をするためのソフト対策など、きめ細かな防災・減災対策を推進しているところである。

平成16年の台風第23号などの大規模降雨災害や来るべき東南海・南海地震などを踏まえ、自助・共助・公助の観点から、森や山、川、海の流域全体にわたり、治山・治水に関する総合的な防災・減災対策を推進するため、ハード・ソフト両対策について基本方針などをまとめた「ひょうご治山・治水防災実施計画」を平成18年度に策定している。

この「ひょうご治山・治水防災実施計画」に基づき、各地域の自然地形や土地利用状況等を踏まえ、流域の視点から見た森や山、川、海における今後10年間の対策を示す「流域ごとのアクションプログラム」を策定し、減災社会の実現に向けた自助・共助・公助による取り組みを推進していく。

災害時の救援・救助活動等の基地となる広域防災拠点を県下各地に整備するため、全県拠点である三木総合防災公園、西播磨、但馬、淡路地域におけるブロック拠点の整備を完了しており、平成20年3月には阪神南広域防災拠点の供用を開始する。県有施設については、阪神・淡路大震災以降、耐震診断を実施すると共に、その結果から、災害時における施設の用途が、応急対策活動に必要なもの(庁舎、警察署、県立病院等)や、避難所等として位置づけられているもの(県立高等学校等)について、優先的に耐震化を図ることとし、順次計画的に整備を進めている。

また、道路交通の安全を図り、災害に強い県土づくりに向けて、緊急輸送道路の中でも最も重要な拠点や道路間をネットワークする路線を、平成18年度～20年度の3ヵ年で橋梁耐震対策や道路防災対策を優先的に実施しており、引き続き安全で安心な道路の確保にも努めていきたい。

医師の地域偏在や診療科偏在が顕著となるなか、一昨年8月、医療確保対策推進本部を設置し、県医師会のドクターバンク事業への支援、研修医の県職員採用など医療確保緊急対策に取り組んでいるところである。また、地元医学部卒業の医師の県内定着を図るため、兵庫医科大学に推薦入学制度を設け、平成17年度から3名のへき地勤務医師を養成しているとともに、19年度からは神戸大学においてもへき地勤務医師の養成(1名)ができるよう、奨学金制度を設けている。

さらに、20年度からは後期研修病院に対する支援を通じ、研修医師を集めることで県内勤務医師の量的確保につなげることとするなど、引き続き総合的な医師確保対策に取り組んでいく。

交番の設置については、昼夜の人口、世帯数、面積、事件・事故の発生状況等の治安情勢を総合的に勘案して、その必要性について判断している。

交番を増設することは、地域警察官の分散配置により、いわゆる「空き交番」を生じる要因となり得ることから、設置判断には慎重を期しているところであるが、治安情勢の変化などを考慮して、交番の設置が真に必要な所については、増設も行っている。

防犯対策としては、現在、犯罪の発生実態に応じたパトロールや駐留警戒による抑止・検挙活動や、地域住民に対する声かけを積極的に行うセーフティーコール活動を推進している。また、子ども等の安全対策として、通勤、通学時間帯の警戒力を強化するため午前9時30分交替制の導入や、交番を拠点としたパトカーの前進配置などにより、県民の安心感の醸成に努めている。

昨年からは、制服を着用してのコンビニエンスストアへの立ち寄り強化や、子どもの安全対策として登下校時間帯に重点指向したパトロールなど、制服警察官の存在感を示す活動を展開している。

また、交番だより等のミニ広報紙による情報発信活動を通じてタイムリーな犯罪や事故の情報提供に努めているほか、「子どもの声かけ事案等ハザードマップ」を作成し、子どもを犯罪から守るための活動を強化している。

今後もより効果的な地域警察活動の推進に努め、地域住民が安全に安心して暮らせる地域社会の実現に積極的に取り組むこととしている。

## (2) 学校教育の充実

道徳教育については、県教育委員会では、平成18・19年度と道徳教育実践推進アクションプランを実施し、心に響く魅力ある道徳の授業づくりのため、地域を題材とした教材の開発と活用、道徳の時間への「いきいき学校応援団」の導入、学校・家庭・地域が相互に意見を交換するフォーラムの在り方について実践的な取組を行い、これらの成果をまとめた事例集を作成したところである。

平成20年度においては、道徳教育実践推進アクションプランの成果を踏まえ、学校全体で道徳教育を推進する体制を構築し、道徳教育の実質的な充実を図るため、この事例集等を活用した教員の指導力向上に向けた実践発表、道徳教育主担当者の研修等の実施に加え、オープンスクールの機会を活用

した「道徳の時間」の授業の公開を促進する「道徳教育充実事業」を実施し、家庭や地域と連携した道徳教育を一層推進していく。

さらに、道徳の学習で培った道徳心を様々な体験的活動を通じて、生徒一人ひとりに道徳的实践力として身につけさせることが重要であることから、引き続き、小学校での「自然学校」、中学校での地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」等の実施に加え、全ての小学校3年生を対象に自然に触れ合う体験型環境学習を行う「環境体験事業」の充実を図るなど、体験的な学習を通して、子どもたちの規範意識や自他の生命の尊重、倫理観など道徳性の向上に努めていく。